

大阪府子ども総合計画  
「個別の取り組み」の実施状況  
(平成28年度版)

## 子ども総合計画 基本方向1 若者が自立できる社会

【重点的な取り組み】1.若者が社会の中で自立することによって、自らの意思で多様に将来を選択できるよう支援します。

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度の取り組み状況	担当 (部・室・課)
1 キャリア教育の充実	(1)学校教育におけるキャリア教育の推進	小学校・中学校・高等学校・支援学校における段階的なキャリア教育の推進	発達段階に応じたキャリア教育プログラムの普及	すべての中学校区における小学校・中学校の体系的な全体指導計画の策定を推進します。中学校における職場体験学習の複数日実施を推進します。	研修を通じて「大阪府キャリア教育プログラム」の周知・普及に努め、中学校区におけるキャリア教育全体指導計画の作成を促進した。 4月 中学校進路指導担当者連絡会 8月 キャリア教育指導者養成研修 7、12月 キャリア教育・進路指導担当指導主事連絡協議会	教育庁市町村教育室 小中学校課
		キャリア教育支援体制整備事業	就職希望者が多く、就職に課題を抱える学校41校を支援校と指定し、就職支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーを配置し、生徒一人ひとりの状況をふまえ、卒業後の社会的自立や社会参加に向けて、キャリア教育の推進を図ります。	就職支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーを対象校39校に配置し、卒業後の社会的自立や社会参加に向けたキャリア教育の推進を図った。対象校の就職内定率は90.7% (H27)となっており、事業開始前と比較して1.9ポイント増加した(H25)。	教育庁教育推進室 高等学校課 教育庁私学課	
		工科高校の充実	工科高校において、高度な職業資格取得に対応した学習内容の充実を図ります。また、企業実習や技術者の招へいを推進します。	平成27年度より実施の「企業等連携による実践的技能力育成事業」ほどを活用し、ものづくりマイスター高度熟練技能士を活用している。平成27年度の高度な職業資格合格者数は210人	教育庁教育推進室 高等学校課	
		就労支援・キャリア教育強化	障がいのある生徒の就労意欲を高め、自立と社会参加を推進することを目的に、支援学校における職場実習等の取り組みや授業の改善・充実を推進する「コーディネーター」をモデル校に配置します。 あわせて労働・福祉等の関係機関からなる「就労支援ネットワーク会議」を設置し、学校の取り組みを支援します。	モデル校3校において、就労支援コーディネーターを中心に企業を開拓し、合計45社の新規実習先企業を開拓した。また授業改善プランの検討・評価を行うとともに、ハローワーク、就業・生活支援センター、福祉担当者、就労移行支援事業所等と連携した就労支援ネットワーク会議を、各地域において年間3回実施した。これらを通じて、地域との連携を強化するとともに、関係機関から学校への助言等を授業改善に生かした。	教育庁教育振興室 支援教育課	
		高校生に対する地元企業による会社説明会の実施を促進	合同求人説明会	就職応募機会の拡大及び、より適切な就職の促進を図り、在校中に一人でも多くの生徒が内定を得ることを目的とし、事業主と生徒が一堂に会する場として、合同求人説明会(年2回)を開催します。	合同求人説明会を11月と2月に実施した。	教育庁教育推進室 高等学校課
		外部人材の専門家を配置し、就職支援を充実	キャリア教育支援体制整備事業	就職希望者が多く、就職に課題を抱える学校41校を支援校と指定し、就職支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーを配置し、生徒一人ひとりの状況をふまえ、卒業後の社会的自立や社会参加に向けて、キャリア教育の推進を行います。	就職支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーを対象校39校に配置し、卒業後の社会的自立や社会参加に向けたキャリア教育の推進を図った。対象校の就職内定率は90.7% (H27)となっており、事業開始前と比較して1.9ポイント増加した(H25)。	教育庁教育推進室 高等学校課
		企業人による学校での授業の充実	「志(こころざし)学」の実施	「志(こころざし)学」等において、産業界等で構成する関西キャリア教育支援協議会と連携し、職場体験や職場見学、社会人講師等の派遣により、体験活動の充実を図ります。	各界で活躍する卒業生を招いての講話をはじめ、その道のプロや起業家などへのインタビューなど社会人の生の声を聴いたり、インターンシップや職場見学・体験活動をしたり、様々なアプローチをしている。	教育庁教育推進室 高等学校課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度の取り組み状況	担当 (部・室・課)
		高校と高等職業技術専門学校との連携	産業人材育成協議会議	高等職業技術専門校の産業人材育成協議会に出席するなど、連携を図ります。	ひらかた地域産業クラスター研究会会長を会長とする「北大阪産業人材育成協議会」総会に出席し、技専校訓練生および新入社員への初期教育に生かす共通の教材作りや、人材育成に関して協議を行った。また府内の産業系高校が参加する大阪府産業教育フェアで、各技専校が特別参加の形でものづくり体験ブースと展示ブースを設けた。	教育庁教育推進室高等学校課
		高等職業技術専門校活性化事業		高校と連携強化を図るため、高校のリソースを活用し、工科高校職員の機械加工等の技能実習研修及び意見交換等を行う。また、近隣市及び商工団体等々協力し、ものづくりの面白さを知ってもらうための講演会等を開催します。	東大阪校ものづくり関連企業説明会の開催 1回 講演会開催回数 2回	商工労働部雇用推進室人材育成課
		インターンシップや多様な職場体験の充実	府庁内インターンシップ	大阪府庁内の各所属及び出先機関において、行政事務等の就業体験の応募を府立学校に募り、参加生徒の職業観・勤労観の向上を図り、府政に対する理解を深めます。	府庁内インターンシップを、7月から8月に実施し30人の生徒が参加した。	教育庁教育推進室高等学校課
	(2)キャリア教育を通じた産学官連携による産業人材育成の推進	大学との連携	地域人づくり事業(雇用拡大プロセス)『産学官連携による実践的キャリア教育専門家育成事業』	大学における効果的・効率的な実践的産学官連携プログラムに取り組むことができる体制を整えることを目的として、新規雇用失業者に対しOJT及びOFF-JTを行い、この取り組みの核となる専門人材を育成する。この事業により大学が輩出する人材と企業が求める人材とのミスマッチを解消し、地域の中小企業で定着し、働き続ける産業人材の育成をめざします。	当該事業の実習員に対して、キャリア教育基礎知識研修等のOff-JTと大学現場における実務経験等のOJTを行うとともに、学生に対するキャリア教育プログラム開発及びPBLの実践を通じて、専門人材を育成した。	商工労働部雇用推進室人材育成課
	経済団体との連携	地域人づくり事業(雇用拡大プロセス)『産学官連携による実践的キャリア教育専門家育成事業』	上記を参照。	上記を参照。	商工労働部雇用推進室人材育成課	
	専修学校における企業・産業界と連携した「産学接続型教育」の促進	大阪府私立専修学校専門課程「産学接続型教育」振興補助金	専門学校が企業等と連携し、企業等が求める人材育成を目的に編成した教育課程により実践的な職業教育を行い、生徒のニーズに沿って当該教育に関連する企業等への就職につながる教育プログラムの普及・拡大をめざします。	専門学校における企業等と連携した「産学接続型教育プログラム」の開発を支援。 開発数:94プログラム 補助額:37,737千円	教育庁私学課	
2 若者の就職支援	(1)若者への就職支援の強化	求職者を対象とした就労支援の充実	求職者を対象とした職業訓練(高等職業技術専門学校)	府内の高等職業技術専門学校(5校)において、求職者を対象とした職業訓練を実施します。	受講者数 1,011名 就職者数 727名 就職率 91.1%	商工労働部雇用推進室人材育成課
			離職者等再就職訓練(民間委託訓練)	民間教育訓練機関に委託して、離職者等を対象とした職業訓練を実施します。	離職者等再就職訓練・デュアルシステム訓練 年間定員:5,450人 コース数:209コース 受講者:4,430人	商工労働部雇用推進室人材育成課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度の取り組み状況	担当 (部・室・課)
		OSAKALごとフィールドによる支援(JOBカフェコーナーなど)等	若者(求職者)の就職支援	若者が自分に合った就職ができるように、JOBカフェコーナーにおいて、キャリアカウンセリングや就職セミナーなど若者のキャリア形成支援を行います。また、施設内に設置したハローワークコーナーの豊富な求人情報を活用し、その人に応じたミスマッチの少ない求人情報を提供します。	OSAKALごとフィールドの若年者(34歳以下)の利用者数(延べ):16,137人 新規登録者数:10,201人 就職者数:6,699人	商工労働部雇用推進室就業促進課
	若年者の職業適性の支援		求職中の若年者に対し、キャリアカウンセリングの一環として、職業の適性検査を行い、仕事とのよりよいマッチングを進め、仕事への定着化を図ります。	OSAKALごとフィールドの若年者(34歳以下)の相談件数:545人	商工労働部雇用推進室就業促進課	
	就職支援希望カード		高校中退時及び卒業時に就職を希望しながら未就職だった生徒で「就職支援希望カード」を教委に提出された方に対して、定期的にOSAKALごとフィールドや若者サポートステーション等の就職支援事業の案内などの就職支援を行っています。	「就職支援希望カード」登録者29名に対し、OSAKALごとフィールドや若者サポートステーション等の就職支援事業の案内などの就職支援を実施。	商工労働部雇用推進室就業促進課	
		若年女性を対象とした人材育成プログラムの開発	新たな「人材育成プログラム」開発	働く技能はあるものの、安定して働き続けることができない若年女性の再就職支援のため「採用され、働き続ける」能力をつける「人材育成プログラム」を開発します。	プログラム開発のために必要な検証を301名に実施(目標114名)し、プログラム案を作成。	商工労働部雇用推進室就業促進課
	(2)就労・進路選択に悩みを抱える若者への支援	OSAKALごとフィールド等による支援など	若年無業者等の就職支援	OSAKALごとフィールド(サポートステーションなど)において、働くことなどに悩みを持つ若者に対し、キャリアカウンセリングや就労訓練・体験等を通じた就労支援を行います。また、府内8カ所に設置されている地域若者サポートステーションに対し、助言や情報提供を行い、地域拠点における支援体制の強化を図ります。	来所人数:2,333人 新規登録:507人 就職決定数:149人 ※OSAKALごとフィールド(サポートステーション実績)  サポートステーション連絡会議を開催(2回)	商工労働部雇用推進室就業促進課
	(3)障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援	障がい者を対象とした就労支援の充実	障がい児の進路選択支援事業	障がい児が支援学校等(府立支援学校高等部、府立高等学校知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室)在学中の夏休み等に、就労移行支援事業所を利用した短期間の就労体験を受けることで、卒業後の進路選択を支援し、障がい児の自立を促進します。	平成27年度から進路選択支援事業の名称を使用せず、障害者総合支援法の就労系サービスを活用して継続している。	福祉部障がい福祉室地域生活支援課
			庁内職場実習の受入れ	福祉施設利用者及び支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務作業等を通じた職場実習を実施します。	職域開発及び就労支援方を検討するとともに、障がい当事者の就労に向けた知識の習得、技能の向上を図るため、庁内職場実習の受け入れを行った。	福祉部障がい福祉室自立支援課
			障がい者就業・生活支援の拠点づくりの推進(障害者就業・生活支援センター事業)	障がい者の就労支援及びこれに伴う生活支援を一体的に提供することにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。	障がい者の地域生活及び就労の安定と福祉の向上を図るために、障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)を社会福祉法人等に委託して実施した。 【平成27年度補助対象法人】 18法人	福祉部障がい福祉室自立支援課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度の取り組み状況	担当 (部・室・課)
			ITを活用した就労の促進 (大阪府ITステーション就 労促進事業)	障がい者がITを活用して就労できるようIT講習等の訓練のみならず、相談や就労支援を行い、就労をめざす障がい者と障がい者雇用を検討している企業をマッチングさせる役割を持つ「障がい者の雇用・就労支援拠点」として障がい者の就労促進を図ります。	大阪府ITステーションにおいて、就労に向けたIT講習・訓練を実施するとともに、障がい者の雇用・就労の支援拠点として事業を展開した。テレワーカーの養成や技術向上をはじめ、障がい者の新たな職域開拓、就労機会の確保を実施した。 また、デジタル・デバイドの解消は行政の役割との認識のもと、初級クラスまでの基礎的なIT講習会について、府が養成したITサポーターの派遣等により、市町村(地域活動支援センター等福祉施設を含む)での開催を支援した。	福祉部障がい福祉室 自立支援課
			知的障がい者、精神障がい者のチャレンジ雇用の推進(大阪府ハートフルオフィス推進事業)	知的障がい者、精神障がい者を非常勤職員として雇用し、社会福祉を専門とする職員等のもとで、障がい特性に合った事務補助業務を経験することにより、一般就労移行を支援します。	公務労働分野において、国が示すチャレンジ雇用の趣旨を踏まえ、一般就労を目指す知的障がい者及び精神障がい者を大阪府が非常勤作業員として期限付き(最長2年7ヶ月)で雇用し、府庁での実際の業務経験が民間企業への就職やその後の職場定着に結びつくよう支援した。	福祉部障がい福祉室 自立支援課
			精神障がい者の社会参加の促進(精神障がい者社会生活適応訓練事業)	精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立を促進します。	精神障がい者の社会参加を進めるため、理解ある協力事業所での実習を通して社会生活適応のための訓練を実施した。 【事業実績】 訓練生数 42人 支援機関数 21事業所 協力事業所数 19事業所 年間総訓練日数 2,675日	福祉部障がい福祉室 自立支援課
			障がいのある求職者を対象とした職業能力開発(大阪障害者職業能力開発校など)	大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門学校、特別委託施設において、障がいのある方を対象とした職業訓練を実施します。	受講者数 349名 就職者数 244名 就職率 85.9%	商工労働部雇用推進 室人材育成課
	企業における障がい者の雇用機会の拡大	障がい者雇用促進センターの運営	施策の情報提供や職域開拓等の相談・助言、また、特例子会社の設立についてのサポートを行い、障がい者雇用に取り組む企業を支援します。	条例対象外企業への個別訪問 107件	商工労働部雇用推進 室就業促進課	
			精神・発達障がい者の職場定着支援(精神・発達障がい者職場サポーター養成研修事業)	精神障がい者雇用企業での体験研修やセミナー受講等を通じて、障がい特性に対する理解と職場内での協力体制を構築するなど、企業の受入れ環境を整備することにより、精神障がい者及び発達障がい者の雇用の促進や職場定着の向上を図ります。	採用コース5回、雇用管理コース3回実施。105名参加	商工労働部雇用推進 室就業促進課
			精神・発達障がい者の職場定着支援(精神・発達障がい者雇用管理普及事業)	雇用する精神障がい者等のセルフコントロールを積極的にサポートできる雇用管理手法の普及を進め、企業の定着支援能力を強化することにより精神障がい者及び発達障がい者の職場定着の向上を図ります。併せて導入した雇用管理手法の効果検証を実施し、定着支援手法の改善を図ります。	導入50件	商工労働部雇用推進 室就業促進課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度の取り組み状況	担当 (部・室・課)	
			大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(ハートフル条例)の運用	大阪府と契約関係等にある事業主に対して、法定雇用率の達成を働きかけるとともに、障害者雇用促進基金(大阪ハートフル基金)の設置などにより、企業の取り組みを支援し、障がい者雇用を促進します。	達成状況報告書提出件数 200社(うち達成116社、未達成84社)	商工労働部雇用推進室就業促進課	
			大阪府障がい者サポートカンパニー制度の実施	障がい者の雇用や就労支援を積極的に実施する企業等の登録を募り、取り組みの周知や顕彰を通じて障がい者の雇用と就労支援を推進します。	福祉部・商工労働部・教育委員会で連携し、障がい者雇用や職場実習、障がい者就労施設等からの物品等の調達推進に積極的・先駆的に取り組む事業主を登録し、その取り組みのPRを行うことで、障がい者の就労支援や雇用の拡大を図った。	福祉部障がい福祉室自立支援課 商工労働部雇用推進室就業促進課 教育庁教育振興室支援教育課	
			就労を通じた社会的自立支援の充実	就労支援・キャリア教育強化	障がいのある生徒の就労意欲を高め、自立と社会参加を推進することを目的に、支援学校における職場実習等の取り組みや授業の改善・充実を推進する「コーディネーター」をモデル校に配置します。あわせて労働・福祉等の関係機関からなる「就労支援ネットワーク会議」を設置し、学校の取り組みを支援します。	モデル校3校において、就労支援コーディネーターを中心に企業を開拓し、合計45社の新規実習先企業を開拓した。また授業改善プランの検討・評価を行うとともに、ハローワーク、就業・生活支援センター、福祉担当者、就労移行支援事業所等と連携した就労支援ネットワーク会議を、各地域において年間3回実施した。これらを通じて、地域との連携を強化するとともに、関係機関から学校への助言等を授業改善に生かした。	教育庁教育振興室支援教育課
			障がい者雇用促進センターの運営	施策の情報提供や職域開拓等の相談・助言、また、特例子会社の設立についてのサポートを行い、障がい者雇用に取り組む企業を支援します。(再掲)	条例対象外企業への個別訪問 107件	商工労働部雇用推進室就業促進課	
			大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(ハートフル条例)の運用	大阪府と契約関係等にある事業主に対して、法定雇用率の達成を働きかけるとともに、障害者雇用促進基金(大阪ハートフル基金)の設置などにより、企業の取り組みを支援し、障がい者雇用を促進します。(再掲)	達成状況報告書提出件数 200社(うち達成116社、未達成84社)	商工労働部雇用推進室就業促進課	
			大阪府障がい者サポートカンパニー制度の実施	障がい者の雇用や就労支援を積極的に実施する企業等の登録を募り、取り組みの周知や顕彰を通じて障がい者の雇用と就労支援を推進します。(再掲)	福祉部・商工労働部・教育委員会で連携し、障がい者雇用や職場実習、障がい者就労施設等からの物品等の調達推進に積極的・先駆的に取り組む事業主を登録し、その取り組みのPRを行うことで、障がい者の就労支援や雇用の拡大を図った。	福祉部障がい福祉室自立支援課 商工労働部雇用推進室就業促進課 教育庁教育振興室支援教育課	
			3子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進	(1)困難を有する青少年に対する市町村と連携した地域支援ネットワークの構築	市町村とNPO等との連携強化	地域支援ネットワークの構築	NPO等の民間支援機関や地域の市町村が中心となり、福祉、医療、労働、教育等の関係機関が連携したネットワークを構築し、地域で困難を有する子ども・若者を支える仕組みづくりを行います。
				ひきこもり青少年に対する自立支援	NPO等の民間支援機関の専門家が中心となり、相談支援、居場所支援、訪問支援等を提供し、ひきこもり青少年の自立に向けた支援を実施します。	・ひきこもり等社会参加・自立が困難な青少年やその家族への支援事業につき実績のある団体を、「子ども・若者自立支援センター」として大阪府が登録し、困難を有する青少年に対する支援を実施。	政策企画部青少年・地域安全室青少年課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度の取り組み状況	担当 (部・室・課)
	(2)高校の中退・不登校に対する対策の強化	困難を有する生徒に支援にかかわる関係機関の連携強化	高校内におけるプラットフォームの構築	高校内にNPO等の民間支援機関のほか、福祉や労働等の関係機関によるプラットフォームを構築し、生徒や家庭に対して支援を行う体制を構築するとともに、生徒の安心できる居場所を開設し、中退や不登校を防止します。	・府内21校に、NPO等民間支援団体が校内に教室以外の居場所を設け、そこで受けた相談をもとに外部の専門機関につなぐプラットフォームを構築し、中退・不登校を防止に向けた仕組みを促進 1,455人 延べ16,140人を支援	政策企画部青少年・地域安全室青少年課
4 若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進	(1)若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進	大学等との連携による若者のライフデザインへの理解の促進	ライフデザイン講座の実施	結婚、妊娠、出産、子育て等に関する幅広い知識や、仕事と子育ての両立等に関する事例を知る機会を大学生等に提供します。	○平成27年7月22日に府立大学にてライフデザイン講座を実施。 (講座内容) ・若者が自立できる社会 ・子どもを生み育てることができる社会 ・子どもが成長できる社会	福祉部子ども室子育て支援課
		高校・大学での食育の推進	高校生・大学生等の生活習慣病予防対策	高校生・大学生等の若年者に対し、「孤食」や「個食」からの弊害を予防し、共食の大切さを身につけること、特に、朝食の欠食を減らすことや野菜の摂取量を増やすこと等の健全な食生活の実践を図り、その体験を同世代の仲間へ普及啓発する取組を推進します。さらに、学校全体で健康づくりが推進されることをめざし、学生食堂を通じた食環境整備に取り組みます。	①NoベジNoライフセミナーの実施 ・セミナー対象者数 14校 784人 ②高校生食育リーダー養成研修会の実施 ・実施回数 9回 ・参加者数 284人 ③学生食堂での食育実施支援 ○食堂利用者に対する出前食育の実施 ・実施回数19回 ・参加人数1,535人 ○学生食堂でのヘルシーメニュー提供支援、食堂を通じた 栄養情報発信の支援 (学生食堂アンケート(施設状況確認表)の実施) ・7大学11施設 ④学生食堂を通じた食育実践者研修会 ・実施回数 4回 ・参加者数 63人 ⑤食育ヤングリーダー育成支援事業の実施 ・参加校 府内11校の高校・大学・専門学校 ・食育ヤングリーダー活動報告会参加者数 211人	健康医療部保健医療室 健康づくり課
	結婚したい若者を支援する取り組みの広報・啓発	切れ目のない支援のためのポータルサイトの運営	結婚・出産・子育て支援ポータルサイトを運営し、結婚から子育てまでのライフステージにおいて切れ目のない支援を行います。	○平成28年3月22日に専門家によるコラム掲載、地域で活動する企業・団体を紹介(コラム22件、企業団体紹介48件)	福祉部子ども室子育て支援課	

## 子ども総合計画 基本方向2 子どもを生み育てることができる社会

## 【重点的な取り組み】2.安心して子どもを産むことができる保健・医療環境をつくります。

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)	
5 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実	(1)周産期医療体制の整備	周産期医療体制の整備	周産期母子医療センター運営補助事業	府内の周産期医療体制の充実を図るため、ハイリスク妊産婦及びハイリスク新生児に対し、高度な医療を提供する周産期母子医療センターの運営に対し補助を行います。	総合周産期母子医療センター5か所、地域周産期母子医療センター15か所、計20か所に補助金を交付した。	健康医療部保健医療室地域保健課	
			周産期緊急医療体制整備事業	総合周産期母子医療センターを中心とする母体・胎児から新生児まで一貫した高度な周産期医療を提供できる体制の整備・運営を行います。	一般社団法人大阪府医師会に委託し、周産期医療情報システムの運営、周産期医療従事者の研修4回、新生児蘇生講習会4回を実施するなど、周産期緊急医療の効果的な体制整備を図った。	健康医療部保健医療室地域保健課	
			周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業	母体や胎児が危険な状態にある妊婦を集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送する際に、速やかに適切な医療が受けられる医療機関に搬送するため、コーディネーター業務をおこなう専任医師を、総合周産期母子医療センターに配置します。	府立母子保健総合医療センターにコーディネーター業務を委託し、夜間・休日に非常勤の専任医師を配置した。(コーディネーター件数139件)	健康医療部保健医療室地域保健課	
	(2)すこやかな妊娠と出産	ハイリスク妊婦への支援	「にんしんSOS」相談事業	望まない妊娠等に悩む人に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡、サービスの紹介など、情報提供と必要な支援に繋ぐことにより、妊婦の孤立化を防ぎます。	「にんしんSOS」実績 ・メール・電話による相談を受理：相談対応件数 実人数 1345人 延人数 1936人 相談内容により、必要時、医療、保健、福祉機関への連絡やサービスの紹介を行った ・ホームページの運営	健康医療部保健医療室地域保健課	
			妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等対策等事業	妊婦健診の未受診や、医師や助産師を介さない自宅出産、飛び込みによる出産等のいわゆるハイリスク妊婦について、その未然防止や出産前後の保健医療等における支援体制の構築等の対策を講じます。	平成27年度調査結果 大阪産婦人科医会に委託し、府内の分娩医療機関に調査を実施。未受診や飛び込み出産による出産調査の結果、本調査の未受診の該当する妊婦 260人 市町村研修会で結果報告。「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」の活用を周知した。	健康医療部保健医療室地域保健課	
			一次救急医療ネットワーク整備事業(産婦人科救急搬送体制確保事業)	「かかりつけ医のいない未受診妊産婦」等夜間・休日における産婦人科の救急搬送について、大阪府内を3つの地域に分け、当番制により受入病院を確保することにより、一次的に対応する体制を整備します。	夜間・休日に当番病院において受入実績 1,196件	健康医療部保健医療室地域保健課	
			特定不妊治療費助成事業の実施	不妊・不育総合対策事業	不妊・不育に関する相談や情報提供を行い、不妊・不育に悩む人々の身体的、精神的負担の軽減と支援を図ります。	不妊・不育に悩む方々の身体的、精神的負担の軽減と支援を図るため、不妊・不育に関する相談や情報提供を行った。 相談件数：257件	健康医療部保健医療室地域保健課
				特定不妊治療費助成事業	保険が適用されず高額となる特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	不妊に悩む夫婦に対し、治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図った。 助成件数4,617件 助成額614,343千円	健康医療部保健医療室地域保健課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
【重点的な取り組み】 3.家庭と地域がともに養育力を高めることができるよう、地域と一体になって子育てしやすい環境をつくります。						
6 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築	(1)親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築	地域における子育て支援とその情報提供の充実(地域子ども子育て支援事業)	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	47か所(計画に盛り込まれていない母子保健型を加えると88か所)で実施。(補助実績)	福祉部子ども室子育て支援課
			一時預かり事業	保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援といった需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かる事業を行う市町村に対して助成します。	661箇所で開催。	福祉部子ども室子育て支援課
			地域子育て支援拠点事業	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供などの援助を行います。	43市町村394箇所で開催(補助実績)	福祉部子ども室子育て支援課
			ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。	36市町で実施	福祉部子ども室子育て支援課
			養育支援訪問事業	養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	・養育支援訪問事業の実施(39市町村で実施)	福祉部子ども室家庭支援課
			要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業を推進します。	・子どもを守るネットワーク強化事業の実施(32市町で実施) ・「大阪府妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」の策定、研修実施。	福祉部子ども室家庭支援課
			延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業を推進します。	989箇所で開催。	福祉部子ども室子育て支援課
			病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業を推進します。	334箇所で開催。	福祉部子ども室子育て支援課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を推進します。	補助実績:1,382支援の単位	福祉子ども室子育て支援課
			子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)	保護者の疾病、出産、恒常的な残業等の理由で一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等において、一定の期間、養育・保護する事業を推進します。	ショートステイ事業:37市町159箇所で開催 トワイライトステイ事業:31市町84箇所で開催	福祉子ども室子育て支援課
			乳児家庭全戸訪問事業	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。	43市町村が乳児家庭全戸訪問を実施 訪問件数64,087件	健康医療部保健医療室 地域保健課
			高齢者による子育て支援の推進	子どもに対する遊びの指導、安全確保などを通じた、高齢者による子育て支援活動の機会が広がるよう、市町村関係機関へ子育て支援に関心がある高齢者の情報提供等に努めます。また、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会等を通じ、府内各市町村のシルバー人材センターによる子育て支援の取組みの推進等を働きかけます。	育児支援サービス受注件数488件(大阪府シルバー人材センター協議会)	福祉子ども室子育て支援課 福祉部高齢介護室介護支援課 商工労働部就業促進課
		幼児期からの生活習慣確立支援	幼児期からの生活習慣の確立支援(生活リズム向上キッズ大作戦!事業)	子どもの家庭での生活状況を親子で一緒に確認するチャレンジカードや、生活習慣の重要性を理解するためのリーフレットにより、幼児期からの生活習慣の定着を図ります。	府HPにて府民への周知を図った。	福祉子ども室子育て支援課
		より多くの保護者や児童・生徒が親学習に参加できる場づくりの促進	教育コミュニティづくり推進事業(家庭教育支援)	より多くの保護者や児童・生徒が親学習に参加できるよう、市町村や関係機関と連携して親学習の機会の提供を促進します。	政令市を除く全41市町村で、大人(保護者)に対する親学習を実施した。また、政令市を除く全公立中学校、府立高校の授業で、生徒に対する親学習を実施した。家庭教育支援に係る研修会、交流会(計4回)を実施し、内容充実、実施促進に努めた。	教育庁市町村教育室 地域教育振興課
		子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭に対する訪問や相談等の支援の促進	教育コミュニティづくり推進事業(家庭教育支援)	子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭に対し、地域人材で構成される家庭教育支援チームが学校や保健・福祉等の関係機関と連携して実施する訪問型の支援を促進します。	11市町村で、家庭教育支援チームによる訪問型支援を実施した。訪問支援に係る情報交流会(2回)を実施し、活動の普及啓発に努めた。	教育庁市町村教育室 地域教育振興課
			発達障がい者支援コーディネーター派遣事業	子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭に対して訪問や相談を行う「家庭教育支援チーム」の支援力の向上を図ります。	家庭教育支援チームの発達障がい児への支援力向上を図るため、10市へコーディネーターを派遣し、障がい特性の理解に向けた研修や事例検討等を実施。当初の事業目的を達成したため、H26年度で事業終了 なお、後継事業として、地域自立支援協議会等を通じて、相談支援事業所をはじめ、地域全体の支援力を向上する取り組みを進めている。	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取組状況	担当 (部・室・課)
			障がい児とその保護者に対する相談支援の充実	指定障がい児相談支援事業所が確保されるよう市町村に対して働きかけます。	障がい児相談支援実施市町村数:41市町村	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課
	食育の推進	食に関するボランティア等の食育活動支援	地域に密着した食に関するボランティア活動を行う食生活改善推進員や市町村等において食育推進に携わるボランティアの食育活動と積極的に連携するとともに、管理栄養士・栄養士養成校の学生ボランティアの活動を支援します。	①食生活改善推進員リーダー研修会の実施 ・参加者数 67人 ②「野菜バリバリ朝食モリモリ」食育推進キャンペーン学生ボランティア ・参加人数 68人	健康医療部保健医療室健康づくり課	
		大阪府中央卸売市場における食育の推進	府内食品流通基地の拠点である中央卸売市場において、食育の推進を図ります。	小学校の社会見学を含め、市場見学の受入れを行っており、単に市場施設についての説明をするだけでなく、食育につながる情報も提供するように努めています。 また、毎年11月初旬の日曜日に、「市場開放デー」を開催しており、この日は一般の方にもお買い物を楽しんでいただいておりますが、子供さんに向けては、市場が事業連携している追手門学院大学の協力を得て、楽しく食育について学んでいただけるイベントを実施しております。	環境農林水産部 中央卸売市場	
		保育所における食育の取組支援	市町村等関係機関と連携し、保育所に対する食事プロセスの普及啓発や、食事提供関係者を対象とする研修会の開催等を通じて、食育に関する情報提供等を行うことにより、保育所における食育の取り組みを支援します。	6月17日に開催し、206人が参加 11月25日に開催し、151人が参加	福祉部子ども室子育て支援課	
	子育てを支える機運醸成の取組みの促進	広域連携・官民協働による子育て応援事業(まいど子でもカード)	企業等の協賛を得て、子育て世帯がシンボルマークのついた携帯電話画面や会員証(カード)などを店舗で掲示することで、割引・特典などのサービスを提供することにより、子育て世帯を社会全体で応援する機運醸成を図ります。	協賛店舗数:11,487 会員登録数:127,277	福祉部子ども室子育て支援課	
(2)子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築	福祉サービス第三者評価事業の推進	福祉サービス第三者評価事業の推進	福祉サービスの質の向上を促し、併せて、福祉サービス情報を利用者に広く周知するため、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表する福祉サービス第三者評価事業を推進します。	福祉サービスの質の向上を促し、併せて福祉サービスの質に関する情報を利用者に提供するため、福祉サービス第三者評価機関の認証を実施するとともに、評価結果の公表、評価調査者の養成などに取り組んだ。 ・認証評価機関数 16機関 ・児童福祉分野の評価結果公表件数 47件 ・児童福祉分野の評価調査者養成人数 20人	福祉部地域福祉推進室地域福祉課	

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
		CSW等による地域における要支援者の見守り・発見・つながりのネットワークづくりの推進	地域福祉・子育て支援交付金	地域福祉、子育て支援及び高齢者福祉分野において、市町村が地域の实情に沿ったサービスを展開できるよう、交付金を交付し、市町村の取り組みを支援します。	すべての要支援者が安心して生活できるよう、CSW等の配置促進など、地域住民による支え合い、助け合い活動を推進する取組に対して「地域福祉・子育て支援交付金」による支援を行い、市町村の地域福祉のセーフティネットの構築に向けた施策展開を支援した。 【交付実績】 ・交付市町村数：37市町村(政令・中核市を除く) ・交付額合計：1,983,270,000円	福祉部地域福祉推進室地域福祉課 福祉部子ども室子育て支援課 福祉部高齢介護室介護支援課
		民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援	民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援	地域の身近な相談役として、民生委員・児童委員、主任児童委員への各種研修を実施するとともに、各々の活動の促進を図ります。	福祉行政の多様化、専門化傾向の中で、民生委員・児童委員が広範な知識と技術を習得することによって、その活動が健全に発展するよう指導研修等を実施した。 ・民生委員会長連絡会：10回 ・民生委員・児童委員研修：延べ15日・1,204人参加	福祉部地域福祉推進室地域福祉課
7 保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進	(1)保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進	待機児童解消に取り組む市町村を支援	認定こども園整備事業 保育所整備事業 小規模保育設置促進事業	認定こども園等の施設整備、待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備及び小規模保育事業所の設置等により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う市町村を支援します。	102箇所の施設整備・改修を実施し、3,044人の定員増となった。	福祉部子ども室子育て支援課
		病児保育、延長保育等の保育サービスの充実	病児保育事業(再掲) 延長保育事業(再掲)	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業を推進します。 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業を推進します。	334箇所を実施。 989箇所を実施。	福祉部子ども室子育て支援課 福祉部子ども室子育て支援課
8 仕事と生活の調和の推進	(1)仕事と生活の調和の推進	認定こども園、保育所、小規模保育等の充実により待機児童解消に取り組む市町村を支援	認定こども園整備事業 保育所等整備事業 小規模保育設置促進事業(再掲)	認定こども園等の施設整備、待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備及び小規模保育事業所の設置等により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う市町村を支援します。	102箇所の施設整備・改修を実施し、3,044人の定員増となった。	福祉部子ども室子育て支援課
		働き続けやすい職場環境整備と働き方の見直しの取組促進	「男女いきいき元気宣言」事業者登録制度	「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男女ともいきいきと働くことのできる取組を進める意欲のある事業者を「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、その取り組みを応援します。	300社登録(平成27年度末現在)	府民文化部男女参画・府民協働課
		おおさか男女共同参画促進プラットフォーム	大阪全体で男女共同参画を推進する機運を醸成し、企業・行政・大学等における個別の取組を有機的に連携・融合し、相乗効果を発揮するために設置し、働く場における男女共同参画の取り組みを後押しする方策を行います。	・構成団体：16団体 ・会議回数：1回		府民文化部男女参画・府民協働課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			いきいき企業サ―チネット	男女がともにいきいきと子育てに参画できる環境の整備を図るため、事業者による両立支援等の先進的な取組事例のデータベースを発信することにより、中小企業をはじめとした様々な事業者の意欲を喚起し、事業者自らの取り組みを支援します。	— (見直しを検討)	府民文化部男女参画・ 府民協働課
			ワーキングウーマン応援事業の実施	女性労働に関するルールブックの作成と相談会・セミナーを実施し、女性が安心して働き続けるための職場環境づくりを行います。	啓発冊子「女性のための働くルールBOOK」を作成・配布。働いている女性、これから働こうとする女性、女性を雇用する使用者等を対象とした特別相談会・セミナーを府内4か所で開催。	商工労働部雇用推進 室労政課 総合労働事務所
			仕事と子育ての両立の推進	仕事と子育ての両立を推進するため、労働関係啓発冊子の配布、セミナー等において関係テーマを取り上げ周知します。また、労働時間短縮の促進などについて、企業等に対し、啓発を行います。	啓発リーフレットを作成・配布するとともに、関係テーマを取り上げたセミナーを開催し、周知に努めた。また、労働時間短縮の促進などについて、企業等に対し、あらゆる機会を通じて、啓発に努めた。	商工労働部雇用推進 室労政課 総合労働事務所
		出産、子育て後の再就職の支援	OSAKAしごとフィールド機能強化	OSAKAしごとフィールドに、結婚・出産等を機に退職し育児によるブランクを経て仕事への復帰をめざす女性等に対して、就職・保育所探しに関する相談コーナーや、就職活動中の一時保育を提供するコーナーを設置し、女性の育児と仕事の両立へ向けた就職活動を支援します。	保育所に関する相談を受け付けるママナビカウンセリング、就職活動の支援を行うキャリアカウンセリングを実施し、利用者にとって最適な情報を提供し、育児と仕事の両立支援に貢献した。	商工労働部雇用推進 室就業促進課
		男女雇用機会均等の更なる推進	各種啓発冊子の作成と関係セミナーの実施など、労働相談の実施	労働関係啓発冊子、セミナー等において関係テーマを取り上げ、周知します。労働相談において関係内容に対応します。	労働関係啓発冊子、セミナー(9月実施)において関係テーマを取り上げ、周知に努めるとともに、特別相談会及び通常の労働相談において関係内容に対応。	商工労働部雇用推進 室労政課 総合労働事務所
		多様な働き方への支援	各種啓発冊子の作成と関係セミナーの実施など、労働相談の実施(再掲)	労働関係啓発冊子、セミナー等において関係テーマを取り上げ、周知します。労働相談において関係内容に対応します。	労働関係啓発冊子、セミナー(2月実施)において関係テーマを取り上げ、周知に努めるとともに、特別相談会及び通常の労働相談において関係内容に対応。	商工労働部雇用推進 室労政課 総合労働事務所
9 その他子育てを支援する取り組みの推進	(1)その他子育てを支援する取り組みの推進	児童手当等の支給	児童手当等の支給	次代の社会を担う子どもを支援するため、児童手当等を支給します。	児童手当受給者数 1,155,388人 児童扶養手当受給者数 1,164人	福祉部家庭支援課貸付・手当G
		先天性代謝異常の早期発見と適切な治療	先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常症等を早期に発見し、適切な治療を行うため、新生児を対象としたマス・スクリーニング検査事業を実施します。	新生児マス・スクリーニング検査希望者に対し、検査を実施した。 総検査数153,878件 (内訳) ・先天性代謝異常等検査 53,054件 ・副腎過形成症検査 50,984件 ・甲状腺機能低下症検査 49,840件	健康医療部保健医療 室地域保健課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
		医療費の負担軽減	母子医療給付事業	小児慢性特定疾病に罹患している児童に対する医療費の援助等を行います。結核に罹患し、入院治療を必要とする児童に対して医療費の給付等を行います。	小児慢性特定疾病に罹患している児童に対する医療費の援助等を行った 平成27年度交付延件数:6,473件 決算額:1,137,260千円 ・結核児童療育給付 実績0件	健康医療部保健医療室地域保健課
			福祉医療費助成	乳幼児等の健康の保持増進と経済的な負担の軽減を図るため、市町村が実施する医療費助成事業(乳幼児・ひとり親家庭・障がい児)に対して補助を行うとともに、乳幼児医療費助成については、新子育て支援交付金を創設し、市町村の取組を支援します。	市町村が実施する医療費助成事業について補助 【補助実績】 乳幼児医療:3,429,826千円 ひとり親家庭医療:3,067,187千円 障がい者医療:5,008,977千円  市町村における乳幼児医療費助成をはじめとした子育て支援施策の充実を支援するため、交付金を交付 【補助実績】 成果配分枠:1,700,000千円 優先配分枠:440,469千円 【当初目標⇒実績】 子どもを大阪で育ててよかったと思っている府民の割合(府民)H27年度目標 60%以上⇒ 63.6%(H28.3)	福祉部国民健康保険課 福祉部子ども子育て支援課
		小児救急電話相談事業	小児救急電話相談事業	小児科医の支援体制のもと、看護師が電話相談により、保護者への助言等を実施します。	保護者の不安解消を図るとともに、病院への軽症患者の集中の回避するため電話相談事業を実施した。 平成27年度 相談件数:49,632件	健康医療部保健医療室医療対策課
		教育費の負担軽減	奨学金制度の周知・啓発	奨学金周知のための各種資料を作成します。高等学校奨学金担当教員を対象とした奨学金制度説明会を開催し、奨学金事務、進路指導のために必要な制度説明を行います。市町村進路相談員を対象とした研修を開催し、進路相談員の資質向上と奨学金制度の周知を行います。生徒、保護者を対象とした説明会や相談会を開催し、奨学金制度の周知啓発を図ります。大阪府教育委員会内において、奨学金相談専用電話を常設し、生徒、保護者からの奨学金に関する相談を行います。	奨学金周知のための資料の作成と、生徒保護者対象の奨学金説明会と奨学金担当者向けの説明会を4月に開催した。市町村進路相談員を対象とした研修を12月に開催し、また、10月と11月に生徒、保護者向けの奨学金相談会を実施した。奨学金相談専用電話での相談を随時受付した。	教育庁教育振興室高等学校課
			公立高校生就学支援金事業	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるための就学支援金を支給します。(所得制限あり。)(国庫負担事業10/10)	大阪府内の公立高校に在学する生徒(1・2年生)83,174人に対して就学支援金制度を適用し、その授業料に充てた。 (総額9,267,062千円、全額国庫負担)	教育庁施設財務課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			公立高校生奨学給付金事業	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給します。(国庫補助事業1/3)	国公立高校等に在学する生徒(1・2年生)19,471人の保護者(大阪府内在住者)に対して、奨学のための給付金を支給し、授業料以外の教育費負担の軽減を図った。 (支給総額1,244,719千円、内414,960千円は国庫補助)	教育庁施設財務課
			高等学校等学び直し支援金事業	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間(最長2年)、継続して授業料に充てるための学び直し支援金を支給します。(所得制限あり。国庫補助事業10/10)	大阪府内の公立高校に在学する生徒69人に対して学び直し支援金制度を適用し、その授業料に充てた。 (総額1,059千円、全額国庫補助)	教育庁施設財務課
			大阪府育英会奨学金貸付事業	向学心に富みながら経済的理由で修学を断念することのないよう、(公財)大阪府育英会を通じて、高校生等に奨学金等の貸付を行うことで、教育の機会均等を図ります。	・奨学資金貸付 28,926人 ・入学時増額奨学資金貸付 6,293人	教育庁私学課
			大阪府育英会給付型奨学金事業	経済的な理由により学習環境に恵まれない中であっても、努力している高校生を支援するため、(公財)大阪府育英会が奨学金を給付することで、大阪の将来を担う人材の育成を図ります。	給付型奨学金採用者数 50人	教育庁私学課
	妊婦・親子連れなどに配慮したまちづくり	大阪府震災対策推進事業	市町村との連携による耐震診断、改修設計、改修、除却補助を実施し、住宅の耐震化を促進します。	耐震診断 43市町村 1,996件 改修設計 40市町村 516件 改 修 43市町村 612件 除却補助 18市町村 221件	住宅まちづくり部建築防災課	
		大阪府福祉のまちづくり条例	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての人が安心してまちに出かけ、容易に都市施設を利用できるよう、福祉のまちづくりを推進します。また、子育て支援のための福祉整備(授乳場所、乳幼児用いす・ベッド等)についても、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基準を定め、子どもや妊婦等にやさしいまちづくりを推進します。	□府福祉のまちづくり条例において子育て支援設備(授乳場所、乳幼児用いす・ベッド等)に関する基準を定めており、基準適合義務の対象とした建築物については確認申請で審査されることから、特定行政庁や指定確認検査機関と連携して、基準が適正に運用されるよう連絡調整等を行っている。 □大阪府福祉のまちづくり審議会の開催 ・大阪府福祉のまちづくり条例に基づく福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議を行うため、福祉のまちづくり審議会を開催した。 【平成27年度実績】 ・第4回 大阪府福祉のまちづくり審議会の開催(平成27年9月25日) □会議やホームページ等を活用し、福祉のまちづくりの周知・啓発に努めている。 【平成27年度実績】 ・各種事業者団体、法人への周知・啓発 ・市町村担当者との意見交換 ・ホームページにおける周知・啓発・情報提供	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
		防犯に配慮した住宅に係る指針・ガイドブックの周知	防犯に配慮した住宅に係る指針・ガイドブックの周知	防犯に配慮した住宅に係る指針・ガイドブックを周知します。	防犯に配慮した住宅に係る指針・ガイドブックをホームページに掲載し周知しました。	住宅まちづくり部建築指導室建築安全課
	新婚・子育て世帯向け住宅の供給	良質な賃貸住宅の供給	新婚世帯や子育て世帯などが良質な住宅に居住できるよう、特定優良賃貸住宅ストックの有効活用を図ります。	新婚世帯や子育て世帯などが良質な住宅に居住できるよう、特定優良賃貸住宅ストックの有効活用を図ります。	特定優良賃貸住宅の管理戸数(H28.3.31時点)206団地、4,423戸うち、新婚・子育て世帯が入居可能な団地として登録のある特優賃179団地、3,819戸(H28.3.31)	住宅まちづくり部都市居住課
		大阪府新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業	大阪府特定優良賃貸住宅(政令市を除く)のストックを活用し、婚姻1年以内の新婚世帯及び同居者に小学生以下の子どもがいる世帯(新規入居者のみ)を対象として、所得に応じて家賃を減額する家主に対し、最長で6年間の補助金を交付します。	大阪府特定優良賃貸住宅(政令市を除く)のストックを活用し、婚姻1年以内の新婚世帯及び同居者に小学生以下の子どもがいる世帯(新規入居者のみ)を対象として、所得に応じて家賃を減額する家主に対し、最長で6年間の補助金を交付します。	新婚子育て家賃補助実績戸数(H28.3月時点)1,457戸 ※H27年度新規認定募集戸数:年間350戸(応募戸数:292戸)	住宅まちづくり部都市居住課
		大阪あんしん賃貸支援事業の実施	子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)、その仲介を行う協力店及び居住支援団体等の登録、ホームページ等を通じた情報提供を行います。	子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)、その仲介を行う協力店及び居住支援団体等の登録、ホームページ等を通じた情報提供を行います。	あんしん賃貸住宅登録戸数:7,497戸 協力店登録件数:452件	住宅まちづくり部都市居住課
		府営住宅の「新婚・子育て世帯向け募集」の実施	子育て世帯の居住の安定を支援するため、新婚・子育て世帯向け募集を実施するとともに、新婚・子育て世帯を対象に期限付入居住宅の募集を実施します。	子育て世帯の居住の安定を支援するため、新婚・子育て世帯向け募集を実施するとともに、新婚・子育て世帯を対象に期限付入居住宅の募集を実施します。	子育て世帯の居住の安定を支援するため、新婚・子育て世帯向け募集及び、新婚・子育て世帯を対象に期限付入居住宅の募集を実施した。	住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課
		府営住宅の「親子近居向け募集」の実施	子育て世帯を支援するため、子育て世帯が親世帯と近接して居住する親子近居向け募集を実施します。	子育て世帯を支援するため、子育て世帯が親世帯と近接して居住する親子近居向け募集を実施します。	子育て世帯を支援するため、子育て世帯が親世帯と近接して居住する親子近居向け募集を実施した。	住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課
		府営住宅の「福祉世帯向け募集」枠による優先入居の実施	ひとり親世帯の居住の安定を図り、自立を支援するため、「福祉世帯向け募集」(優先入居)の対象世帯として、ひとり親世帯を位置づけ、優先入居を実施します。	ひとり親世帯の居住の安定を図り、自立を支援するため、「福祉世帯向け募集」(優先入居)の対象世帯として、ひとり親世帯を位置づけ、優先入居を実施します。	ひとり親世帯の居住の安定を図り、自立を支援するため、「福祉世帯向け募集」(優先入居)の対象世帯として、ひとり親世帯を位置づけ、優先入居を実施した。	住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課
		府営住宅の「福祉世帯向け募集」(ひとり親世帯)の実施	DV被害により事実上婚姻関係が破綻している母子世帯等に準じる状況にある世帯を支援し、居住の安定を図るため、「福祉世帯向け募集」の対象世帯として、ひとり親世帯を位置づけ、優先入居を実施します。	DV被害により事実上婚姻関係が破綻している母子世帯等に準じる状況にある世帯を支援し、居住の安定を図るため、「福祉世帯向け募集」の対象世帯として、ひとり親世帯を位置づけ、優先入居を実施します。	DV被害により事実上婚姻関係が破綻している母子世帯等に準じる状況にある世帯を支援し、居住の安定を図るため、「福祉世帯向け募集」の対象世帯として、ひとり親世帯を位置づけ、優先入居を実施した。	住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			府営住宅建設に伴う社会福祉施設等の一体的整備	府営住宅の建替えにより生み出された用地において、保育所などの社会福祉施設等の併設等を市町と連携して促進するとともに、若年世帯・ファミリー向け民間住宅等の多様な住宅供給を図ります。	地元の市や町と連携し、地域課題の解消や地域力の向上に資するため、地元市町の取得意向等を確認し、用地を処分した。	住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課
	子どもの育成環境の向上	みどりづくり推進事業(活動助成)		地域住民、NPO、学校等が一体となって行う樹木の植栽、花壇づくりや運動場・園庭の芝生化などの緑化活動を支援します。	社会福祉施設で1件助成を実施	環境農林部みどり推進室みどり企画課
	受動喫煙の防止対策の推進	受動喫煙防止の推進		大阪府は、公共性の高い施設において全面禁煙を推進し、民間施設については、たばこによる健康影響に関する啓発を行うとともに、事業者の自主的な判断を尊重しつつ、受動喫煙防止対策を推進します。	府民の受動喫煙を防止するため、受動喫煙による健康影響の周知・啓発を実施。 ・全面禁煙に取り組んでいる施設を募集し、対象施設等に「禁煙ステッカー」等を配付し、府ホームページで紹介(92件) ・世界禁煙デー記念催し5/30 参加者数:65人 ・街頭禁煙キャンペーンの後援5/31-(財)阪喉会主催(難波高島屋前広場他1か所で啓発用ティッシュ配布)	健康医療部保健医療室健康づくり課
	食育の推進	児童福祉施設への「児童福祉施設における食事御提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」の周知	児童福祉施設において食事の提供や栄養管理を行うことにより、子どもの健やかな発育・発達を支援するため、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を周知し、食を通じた児童の健全育成に関する取り組みを推進します。	「食事プロセスPDCA」の作成及び周知により、食を通じた児童の健全育成に関する取り組みを推進した。	福祉部子ども室子育て支援課	

【重点的な取り組み】 4.さまざまな支援が必要な子どもや家庭に対し、支援を必要としているときに必要な支援が行き届く体制をつくります。

10 ひとり親家庭等の自立促進	(1)ひとり親家庭等の自立促進	就業支援	母子家庭の母を対象とした職業訓練(高等職業技術専門校)	立地的にも優れる夕陽丘校において、母子家庭の母が受講しやすいよう、訓練時間を配慮した職業訓練を実施します。 〔設置科目〕トータルサポート事務実務科、会計実務科 とともに年間定員60人(30人×2)訓練期間6か月	受講者数 113名 就職者数 103名 就職率 97.2%	商工労働部雇用推進室人材育成課
			母子家庭の母等を対象とした職業訓練(民間委託訓練)	生活保護受給者や児童扶養手当受給者、また就労経験のない又は就労経験に乏しい母子家庭の母等を対象に、就職に必要な知識・技能の習得を図り、職業的自立を促進する訓練を実施します。	母子家庭の母等の職業的自立促進事業 年間定員:100人 コース数:5コース 受講者:15人	商工労働部雇用推進室人材育成課
			母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業と子育ての両立を図るため、就業支援や日常生活支援を組み合わせたワンストップによる就業・自立支援センター事業を展開するとともに、大阪マザーズハローワークや地域就労支援事業と連携して、身近な地域での相談体制の整備や雇用の確保、職場への定着など就業による自立に向けた支援の充実を図ります。	OSAKA女性活躍推進プロジェクトの一環として、OSAKAごとフィールドを中心とした連携機関どうしのネットワーク構築、情報交換、研修会の実施等の可能性について検討 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就職者数:67人	福祉部子ども室子育て支援課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			母子・父子自立支援プログラム策定等事業	一般市において、児童扶養手当受給者等の自立・就労支援のために、個々のひとり親家庭の親の実情に応じた自立支援プログラムを策定します。また、関連事業の連携強化を図り、就労意欲の醸成をはじめ、職業能力の開発や向上、職場定着に向けたフォローアップ等、きめ細かく重層的かつ継続的な一貫した就労・自立支援を促進します。	○福祉事務所設置市町(28市町)中、24市町で実施	福祉子ども室子育て支援課
			母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親の学び直しの支援を視野に、正規雇用等安定した条件での就業につなげるため、一般市において、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施を働きかけます。	○母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業 ・すべての福祉事務所設置市町(28市町)で実施 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・福祉事務所設置市町(28市町)中、2市で実施	福祉子ども室子育て支援課
		生活面への支援	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、子どもの修学や親自身の就労などに要する資金を、必要かつ償還可能な範囲で貸付を行います。	貸付件数 663件 (内訳) 母子福祉資金 632件 父子福祉資金 7件 寡婦福祉資金 24件	福祉子ども室家庭支援課
		ひとり親家庭等日常生活支援事業及びファミリー・サポート・センター事業	日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努めます。また、ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進します。	○家庭生活支援員:89名(27年度末現在) ○利用状況(派遣時間数):1,092時間 ○新子育て支援交付金の優先配分枠メニュー(ファミリー・サポート・センター利用支援事業) ・43市町村中、1市で実施	福祉子ども室子育て支援課	
		ひとり親家庭生活支援事業	家庭での育児、児童のしつけなど子育てに関して悩みをもつひとり親家庭を対象に生活支援講習会を開催するとともに各種生活相談を実施します。	○生活支援講習会 利用者数:116人 ○相談支援事業(土日夜間電話相談)利用者数:48人	福祉子ども室子育て支援課	
		相談職員の資質向上	母子家庭等就業・自立支援センター事業(再掲)	母子・父子自立支援員など相談関係者の資質向上を図るための研修会や情報提供を行います。	○母子・父子自立支援員等研修会の実施(年5回)	福祉子ども室子育て支援課
		子どもへの支援	学習支援ボランティア事業等(ひとり親家庭生活支援事業の一部)	ひとり親家庭の児童等に対して学習支援や、進学相談等を受けられるよう支援を行います。	○子どもの生活学習支援事業 ・福祉事務所設置市町(28市町)中、2市で実施	福祉子ども室子育て支援課
11 児童虐待の防止	(1)児童虐待の防止	発生予防のための取組み(子育て支援策の充実)	「にんしんSOS」相談事業(再掲)	望まない妊娠等に悩む人に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡、サービスの紹介など、情報提供と必要な支援に繋ぐことにより、妊婦の孤立化を防ぎます。	「にんしんSOS」実績 ・メール・電話による相談を受理:相談対応件数 実人数 1345人 延人数 1936人 相談内容により、必要時、医療、保健、福祉機関への連絡やサービスの紹介を行った	健康医療部保健医療室地域保健課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等対策等事業(再掲)	妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等をするいわゆるハイリスク妊婦について、その未然防止や出産前後の保健医療等における支援体制の構築等の対策を講じます。	大阪産婦人科医会に委託し、府内の分娩医療機関に調査を実施。未受診や飛び込み出産による出産調査の結果、本調査の未受診の該当する妊婦 260人 市町村研修会で結果報告。福祉部と協同で策定した「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」の活用についても周知した。	健康医療部保健医療室地域保健課
			利用者支援事業(再掲)	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	47か所(計画に盛り込まれていない母子保健型を加えると88か所)で実施。(補助実績)	福祉部子ども室子育て支援課
			一時預かり事業(再掲)	保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援といった需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かる事業を行う市町村に対して助成します。	661箇所で開催。	福祉部子ども室子育て支援課
			地域子育て支援拠点事業(再掲)	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供などの援助を行います。	43市町村394箇所で開催(補助実績)	福祉部子ども室子育て支援課
			ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。	36市町で開催	福祉部子ども室子育て支援課
			子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)(再掲)	保護者の疾病、出産、恒常的な残業等の理由で一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等において、一定の期間、養育・保護する事業を推進します。	ショートステイ事業:37市町159箇所で開催 トワイライトステイ事業:31市町84箇所で開催	福祉部子ども室子育て支援課
			乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。	43市町村が乳児家庭全戸訪問を実施 訪問家庭件数64,087件	健康医療部保健医療室地域保健課
			養育支援訪問事業(再掲)	養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	・養育支援訪問事業の実施(39市町村で開催)	福祉部子ども室家庭支援課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			教育コミュニティづくり推進事業(家庭教育支援)(再掲)	より多くの保護者や児童・生徒が親学習に参加できるよう、市町村や関係機関と連携して親学習の機会の提供を促進します。子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭に対し、地域人材で構成される家庭教育支援チームが学校や保健・福祉等の関係機関と連携して実施する訪問型の支援を促進します。	政令市を除く全41市町村で、大人(保護者)に対する親学習を実施した。また、政令市を除く全公立中学校、府立高校の授業で、生徒に対する親学習を実施した。 11市町村で家庭教育支援チームによる訪問型支援を実施した。家庭教育支援に係る研修会、交流会(計6回)実施し、内容充実、実施促進に努めた。	教育庁市町村教育室 地域教育振興課
			居所不明児童への対応強化	地域における子育て機能の充実と住民参加のネットワークを構築し、子育て支援家庭の情報の共有を通じた支援を行うとともに、居所不明児童が発生した場合には、速やかな所在確認に取り組みます。	・居住実態の把握できない児童の調査を実施	福祉部子ども室家庭支援課
		児童虐待防止キャンペーン	児童虐待防止キャンペーンの実施	児童虐待の発生防止や早期発見の重要性について、府民の意識啓発を図ることにより、府民、行政、関係団体が一体となって児童虐待防止対策に取り組む気運を醸成するため、厚生労働省の主旨による「児童虐待防止推進月間(11月)」等を活用し、児童虐待防止キャンペーンを実施します。	民間団体と連携し、平成27年7月から「189」の3桁となった児童相談所全国共通ダイヤルの周知に取組んだ。 また、ひとりでも多くの府民の方に、児童虐待防止のために何ができるのかを考えてもらい、行動する機運を高めていただくために、児童虐待防止推進月間である11月を中心に、市町村、民間団体と連携しながら「児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン」を実施し、集中的な広報啓発活動に取組んだ。	福祉部子ども室家庭支援課
		児童虐待に関する相談・対応	要保護児童対策地域協議会の強化(再掲)	子ども家庭センターでの市町村職員受入研修など、対応ノウハウを共有することで、要保護児童対策地域協議会の連携を強化し、早期対応力を高めます。	・子ども家庭センターでの受入研修:10市13人に実施。	福祉部子ども室家庭支援課
			子ども家庭センターの通告受理対応	夜間・休日虐待通告専用電話を設置し、24時間365日切れ目のない虐待通告対応を行っています。また、通告を受けてから原則48時間以内に児童の安全を確認し、必要な対応を行います。	・平成27年5月より当直体制を開始し、迅速な対応体制の強化を図った。	福祉部子ども室家庭支援課
			市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修	子育てを取り巻く環境が変化する中では、住民に身近な市町村における相談対応の重要性が増しています。このため、市町村相談担当者が、精神保健、心理発達、障がいなどの専門的な知識に加え、相談場面を想定した実践的なスキルを身につけられるよう、研修を実施します。	子育てを取り巻く環境が変化する中では、住民に身近な市町村における相談対応の重要性が増している。このため、市町村相談担当者が、精神保健、心理発達、障がいなどの専門的な知識に加え、相談場面を想定した実践的なスキルを身につけられるよう、研修を実施した。 研修開催数 12回 24講座 39市町村延べ965名参加	福祉部子ども室家庭支援課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			家族再統合支援	子ども家庭センターにおいて、「虐待をしてしまった、あるいは虐待するおそれのある保護者」、「虐待を受けた子ども、特別なケアを要する子ども」等に対する支援プログラムを活用し、家族機能の再生を図ります。	・親子支援プログラムの実施 10家庭 ・保護者支援プログラムの実施 9家庭	福祉部子ども室家庭支援課
			児童虐待等危機介入援助チームの運営	深刻な児童虐待等の権利侵害から子どもを守るため、法律・医学の専門家からなるチームを設置し、子ども家庭センターと連携して必要な調査、相談、調整を行っています。	増加・深刻化する児童虐待等子どもの権利侵害に適切に対応するため、子ども家庭センター所長の要請に応じ、事案について専門的見地から調査を行い、保護者、関係者に必要な助言を行うとともに、子ども家庭センター等関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう助言を行った。 ・構成 弁護士90名、医師19名 計109名(H27.4.1現在) ・活動回数 886回	福祉部子ども室家庭支援課
			相談援助業務の点検・検証	子ども家庭センターにおける業務や重大事案を点検・検証することによって、社会的養護を必要とする子どもが適切な援助を受けられるよう点検や検証を行います。	・点検会議 5回実施 ・点検総括会議(平成26年度の検証会議による提言に基づく取組み状況の報告含む) 1回実施	福祉部子ども室家庭支援課
		医療機関と保健機関の連携事業の推進	要養育支援者情報提供票	妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする者を早期に把握し、継続的にサポートすることで、要養育支援者の孤立の防止及び養育力の向上の支援を行い、児童虐待の発生を予防します。	妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする者を早期に把握し、継続的にサポートすることで、要養育支援者の孤立の防止及び養育力の向上の支援を行い、児童虐待の発生を予防します。 平成27年度医療機関からの情報提供数:6,298件 (内訳:要養育支援者情報提供票 5,025件、その他の情報提供1,273件)	健康医療部保健医療室地域保健課
		市町村保健師等の人材育成支援	児童虐待発生予防対策事業	未受診妊婦などリスクの高い妊婦や母子に対する適切な保健指導や支援が行えるよう、市町村保健センター等の人材育成支援を行います。	子どもの虐待についての基本的知識をもち、妊娠期から乳幼児期における保健師の支援の重要性及び支援方策について保健師に理解を促すとともに、子どもの虐待防止における保健師の専門性の向上を図るため、研修を実施した。 平成27年度受講者:37市町村9保健所 延べ170人	健康医療部保健医療室地域保健課
12社会的養護体制の整備	(1)社会的養護体制の整備	家庭的養護の推進	里親委託等の推進	家庭生活の中で養育する里親制度では、特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感を持ち、自己肯定感を育むことができます。このような里親制度を普及するため、里親委託等の推進及び里親等支援体制を充実します。	地域に根ざした広報活動やシンポジウム等を実施するとともに、集中的な広報戦略として新たに乳幼児短期専任里親の募集を実施した。また、里親支援体制を充実するため、新規里親のリクルートから児童委託後の支援まで一貫して実施できるよう、里親支援の専門性の有する民間団体へ「里親支援機関事業」を委託した。	福祉部子ども室家庭支援課
			家庭的な養育環境の整備	社会的養護はできる限り家庭的な養育環境のもとで、愛着関係を形成しつつ養育を行うことが望ましく、児童養護施設等における家庭的養護を推進するため、小規模グループケアやグループホームの設置を推進します。	老朽化、狭隘化した施設の建替え時に、小規模グループケアを進めるとともに、養育単位の小規模化に係る改修やグループホーム等を新設する場合の補助を行い、小規模グループケアやグループホームの設置を進めた。	福祉部子ども室家庭支援課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
		専門的ケアの充実	施設機能の強化	社会的養護を必要とする子どもたちは、愛着形成の課題や心に傷のあることが多いため、施設職員一人ひとりの専門性の向上や心理的ケアの充実を図ります。	「こころケア」の診療機能と施設の心理療法担当職員とが連携して子どものケアにあたった。 医療的ケアの必要な施設について、看護師の配置を図った。 里親支援専門相談員を配置し、施設の専門性を活かした里親支援にあたった。	福祉子ども室家庭支援課
			家族再統合支援(再掲)	施設等での養育の後、早期の家庭復帰を実現するには、親子関係の再構築等の支援が必要です。施設に配置されている家庭支援専門相談員がアドミッションケアからアフターケアまで一貫した活動ができるよう支援します。	家庭支援専門相談員が、関係機関との連絡・調整等連携して、家族の面会・外泊等親子交流の支援にあたった。 また、施設における自立支援計画作成に際しスーパーバイズするなど、一貫した取り組みを行った。	福祉子ども室家庭支援課
	自立支援の充実	施設退所児童への自立支援事業	大阪府所管の児童養護施設等を退所又は退所を前にした社会的養護対象児童に対する相談事業等の自立援助事業を行います。	児童養護施設退所者等に対して、自立生活を安定して維持できるよう、生活や就業に関する相談に応じるアフターケアの拠点の設置を行った。	福祉子ども室家庭支援課	
		児童養護施設等の退所者等に対する就業支援事業	児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するため、適切な就業環境の確保や定着支援等を行います。	児童養護施設退所者等に対して、社会的自立を支援し、適切な就業環境の確保や必要な支援を行うため、有料職業紹介所の届出を有する相談拠点の設置を行った。	福祉子ども室家庭支援課	
		身元保証人確保対策事業	児童等の自立を支援する観点から、児童養護施設等の施設長等が身元保証人となった場合の損害賠償保険料を負担します。	施設退所児童の自立支援を図る観点から、退所後の就職やアパート等を賃貸する際、施設長等が身元保証人や連帯保証人となった場合に、全国社会福祉協議会が契約者となる損害保険契約の保険料を負担した。	福祉子ども室家庭支援課	
	家庭支援・地域支援の充実	家族再統合支援(再掲)	子ども家庭センターが施設と協働してペアレンティングプログラム等を行い、保護者を支援します。	各子ども家庭センターにおいて、施設と協働して保護者支援を実施。	福祉子ども室家庭支援課	
		市町村機能の強化	市町村の児童家庭相談機能や要保護児童対策地域協議会の機能向上に向けて、「大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修」等を行い、市町村の家庭支援機能の強化を図ります。	子育てを取り巻く環境が変化する中では、住民に身近な市町村における相談対応の重要性が増している。このため、市町村相談担当者が、精神保健、心理発達、障がいなどの専門的な知識に加え、相談場面を想定した実践的なスキルを身につけられるよう、研修を実施した。 研修開催数 12回 24講座 39市町村延べ965名参加	福祉子ども室家庭支援課	
		養育支援訪問事業(再掲)	養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	・養育支援訪問事業の実施(39市町村で実施)	福祉子ども室家庭支援課	

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
		子どもの権利擁護	被措置児童等への権利擁護機能強化	被措置児童等虐待を予防・防止するため、研修等を行い、施設で働く職員の人材育成を図るとともに、子どもの権利擁護の仕組みを周知することで、より良い援助が実施できるよう取り組みます。また、子どもが自らの権利を行使できるよう年齢や理解力等に配慮した説明を行い、意見表明できるよう支援します。	子どもの権利擁護については、権利ノート「あなたへの大切なお知らせ」(申し出はがき付き)を全被措置児童等に配布して虐待等の予防、早期発見に努め、また、被措置児童等虐待への対応については、権利侵害があった場合や子どもの意見と施設職員の意見が異なる場合に第三者に意見を述べやすい仕組みを整えた。大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会に「被措置児童等援助専門部会」を設けて専門家からの意見を聴き、再発防止に努めた(開催回数:平成27年度3回開催)。	福祉部子ども室家庭支援課
			福祉サービスに関する苦情解決事業	福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査又はあっせん等を行う大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会の取組みを支援します。		福祉部地域福祉推進室地域福祉課
			苦情解決担当者の活動支援	苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足度を高めることや早急な虐待防止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるよう支援します。	福祉サービスに関する苦情について、中立・公正な立場からの解決に向けての相談、助言、あっせんに取り組む大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」の運営をはじめ、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員等を対象とする苦情解決に関する研修実施及び事業の周知・啓発について支援した。 ・延べ相談件数 1,557件 ・実施研修参加者数 福祉サービス苦情解決研修会 135人 苦情解決第三者委員研修 80人 ・「平成26年度:事業報告書」の発行部数 2,500部	福祉部地域福祉推進室地域福祉課
			第三者委員の設置による苦情解決の推進	第三者委員を設置することにより、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進します。		福祉部地域福祉推進室地域福祉課
13 障がいのある子どもへの支援の充実	(1)障がいのある子どもへの医療・福祉支援	障がいのある子どもに対する支援体制の拡充	居宅介護・重度障がい者等包括支援・同行援護・行動援護	介護を必要とする障がい児等のいる家庭を訪問し、日常生活等の介護を行う市町村に対して補助を行います。(居宅介護・重度障がい者等包括支援)視覚障がいや知的・精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい児等のために、外出時の介護等を行う市町村に対して補助を行います。(同行援護・行動援護)	平成27年度大阪府障がい者自立支援給付費等府負担金(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者包括支援等)8,862,564千円(者含む)	福祉部障害福祉室障がい福祉企画課
			短期入所	障がい児等のいる家庭において、保護者等が疾病、出産等により介護することが困難になった場合、施設で短期入所を行う市町村に対して補助を行います。	平成27年度大阪府障がい者自立支援給付費等府負担金(短期入所)879,268千円(者含む)	福祉部障害福祉室障がい福祉企画課
			計画相談支援	障がい福祉サービス等を申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行った市町村に対して補助を行います。	平成27年度大阪府障がい者自立支援給付費等府負担金(計画相談支援)389,672千円(者含む)	福祉部障害福祉室障がい福祉企画課
			移動支援	屋外での移動が困難な障がい児等について、外出のための支援を行う市町村に対して補助を行います。	平成27年度大阪府市町村地域生活支援事業費補助金(全体)2,454,067千円	福祉部障害福祉室障がい福祉企画課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			補装具の支給	身体障がい児の失われた身体機能を補完又は代替し、職業その他日常生活の能率の向上等を図るため、補装具の交付・修理にかかる費用を支給する市町村に対して補助を行います。	平成27年度大阪府障がい者自立支援給付費等府負担金(補装具費)498,647千円	福祉部障害福祉室障がい福祉企画課
			日常生活用具の給付・貸与	重度障がい児の日常生活上の便宜を図るため、介護訓練支援用具等の日常生活用具を給付または貸与する市町村に対して補助を行います。	平成27年度大阪府市町村地域生活支援事業費補助金(全体)2,454,067千円	福祉部障害福祉室障がい福祉企画課
			障がい児通所支援事業の充実	障がい児が身近な地域で療育を受けることができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所の確保に努めます。また市町村と連携し、保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。さらに、障がい児相談支援、保育所等訪問支援を合わせて行う、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターを設置する市町村を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援事業所数(医療型を含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施の事業所数 277事業所(指定都市を除く)</li> <li>・実施市町村数 37市町村(指定都市を除く)</li> </ul> </li> <li>○放課後等デイサービス事業所数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施の事業所数 426事業所(指定都市を除く)</li> <li>・実施市町村数 38市町村(指定都市を除く)</li> </ul> </li> <li>○保育所等訪問支援実施事業数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施の事業所数 50事業所(指定都市を除く)</li> <li>・実施市町村数 24市町村(指定都市を除く)</li> </ul> </li> <li>○児童発達支援センター設置市町村数 22市町村</li> </ul>	福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 福祉部障がい福祉室地域生活支援課
			障がい児入所施設における療育指導等の充実	障がい児の自立支援及び福祉サービスの向上を促進するため、障がい児の状況に応じた療育の充実を図ります。また、障がい児入所施設に対し、サービス向上を図るため、配置基準を上回って看護師等の配置を行った場合に経費を支援します。	障がい福祉施設機能強化推進事業の実施 障がい児施設が新たな課題に対応するため、原則、国が定める職員配置基準以外の職種の職員の配置に要する経費や施設入所児(者)の処遇の向上を図るために必要な経費について、府単独で補助した。 ・サービス向上支援事業1施設	福祉部障がい福祉室地域生活支援課
			難聴児補聴器交付事業	身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度難聴児に対して補聴器を交付するとともに、聴力検査に要する検査料の負担を行います。	補聴器交付件数・・・8件 補聴器交付台数・・・12台 検査料交付件数・・・0件	福祉部障がい福祉室地域生活支援課
			障がい児等療育支援事業	在宅の障がい児(者)の地域における生活を支えるため、障がい児(者)の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等を実施します。	委託実施機関 14箇所 ・機関支援事業 実績件数788件	福祉部障がい福祉室地域生活支援課
			訪問看護利用料助成事業(対象:障がい児(者))	重度障がい児の在宅療養を支援するため、訪問看護ステーションを利用する重度障がい児に対し、利用料の助成を実施する市町村に対して補助を行います。	41市町 8,4957千円の補助を実施(者含む)	福祉部障がい福祉室地域生活支援課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			障がい児福祉手当、重度障がい者介護手当	重度の身体障がい、知的障がい又はその重複障がい児(者)の福祉の増進を図るため、障がい児福祉手当や重度障がい者介護手当を支給します。	障がい児福祉手当支給額:13,529千円 重度障がい者介護手当支給額:242,112千円	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課
			障がい・難病児等療育支援体制整備事業	保健所において、身体障がい児、小児慢性特定疾患児とその家族に対して、専門相談や集団での療育指導を実施するとともに、地域での総合的な支援体制づくりを推進する。病院から地域へのスムーズな移行や日常生活の支援のための地域関係機関とのネットワークづくりを保健師が主導して行います。また、難病児等へのピアカウンセリング等をNPO法人難病連に委託して実施します。	・身体障がい児:専門相談、患者・家族交流会参加 1,284人/訪問3,348人(延人数) ・慢性疾患児:専門相談、患者・家族交流会参加 2,185人/訪問2,325人(延人数) ・ピアカウンセリング事業:相談者数(電話・面接) 128人/ピアサポート25件、558人(延人数)	健康医療部保健医療 室地域保健課
		府民の障がい理解のための取組	発達障がい啓発事業	「世界自閉症啓発デー」(4月2日)及び「発達障がい啓発週間」(4月2日～4月8日)に自閉症をはじめとする「発達障がい」について、府民の正しい理解と認識を深めるための事業を実施します。	「発達障がいシンポジウム」及び府内主要建物のライトアップを実施	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課
		発達障がいの早期発見の取組の充実	発達障がい早期気づき支援事業	発達障がいの早期発見に資する問診項目を取り入れた問診票を市町村が改定するよう技術的な支援を行います。	○乳幼児健診健康診査問診票の改訂 ・1歳6か月児健診:6市町村(累計38市町村) ・3歳児健診:7市町村(40市町村) ○発達障がいの早期発見のための問診項目手引書(補足版)の作成	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課
			乳幼児健診体制整備事業	精神医療センター等において注視点検出による発達障がい診断補助装置を外来患者へ活用します。また、将来的に市町村乳幼児健診の場へ同装置を導入することを想定し、市町村においてモデル事業を実施します。	精神医療センター等において注視点検出による社会性発達の評価補助装置を活用し、データの集積を図るとともに、府内5市町村の乳幼児健診場においてモデル事業を実施	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課
			保健師研修事業	乳幼児健診時に詳細な検査や療育が必要とされた子どもの保護者に対する支援や療育に関する情報提供の重要性等に関する研修を実施します。	発達障がいに関する医学的知識や早期発見の意義などに関する講義のほか、ビデオ演習を通じて、乳幼児健診現場における観察のポイントなどについて研修を実施 ・103名受講	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課
			気づき支援人材育成事業	発達障がいの可能性がある子どもに対して適切に支援や配慮が行えるよう対応力を高めるとともに、早期発見の充実やつなぎ力の強化に資するための研修を実施します。	発達障がいの特性理解や具体的な支援方法、関係機関や学校との連携などに関する講義や演習を実施 ・幼稚園教諭等研修:39名受講 ・保育士等研修:34名受講	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課
			発達障がい専門医師養成研修事業	発達障がいの確定診断ができる医師を養成するための研修を実施します。	医学的知識の普及をはじめ、学校での取り組み、療育支援、就労支援等の講義や事例検討、臨床での実習を実施 ・20名受講(講義、事例検討、臨床実習) ※この他に講義のみの聴講者14名	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
		発達障がいのある子どもの早期発達支援の充実	障がい児通所支援事業者育成事業	市町村において、質の高い専門的な療育支援や家族支援を行うことができるよう、発達障がい児の療育に従事する者を対象とする研修及び事業所や児童発達支援センターへの訪問による相談支援を行うことにより、発達障がいの支援に関わる従事職員の人材育成及び事業所等への機関支援を実施します。	児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所の従事者の支援力の向上等を図るため、機関支援や人材育成を実施 ・38事業所	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課
		発達障がいのある子どもへの家族に対する支援の充実	ペアレントサポート事業	発達障がい児療育拠点や市町村において、保護者が子どもへの効果的な対応方法を学ぶペアレント・トレーニングを実施するとともに、市町村等で同トレーニングを展開するため、そのインストラクターを養成します。発達障がい児者の保護者自身が他の保護者の相談相手となるペアレント・メンター等を養成します。	○ペアレント・トレーニングの実施 市町村及び発達障がい児療育拠点でペアレント・トレーニング等を実施 ・26クール:130名 ○ペアレント・トレーニングインストラクターの養成 ・40名受講 ○ペアレント・メンターの養成 ・26名受講	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課
		発達障がいのある子どもに対する支援体制の充実	発達障がい児者支援体制整備検討部会の運営	発達障がい児者支援施策の課題等について、ライフステージに応じた一貫した切れ目のない支援体制の整備に向けた検討を行うとともに、「発達障がい児者総合支援事業」の進捗管理等を行います。	部会やワーキンググループにおいて、「障がい福祉サービス事業所等に係る支援マニュアル」、「相談窓口のための発達障がい者支援プログラム(応用編)」の作成、発達障がい児者総合支援事業の進捗管理等を実施	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課
		医療的ケアが必要な重症心身障がい児の地域生活支援の充実	重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業	医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支えるために、医療・福祉サービスの基盤の充実を図るとともに、医療機関を含む様々な専門分野の支援者の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの実践を行います。	①医療機関を含む二次医療圏域ケア連絡会議の実施 府内5圏域(豊能、三島、北河内、中河内、泉州)で各圏域5回ずつ実施した。 ②当事者向けの福祉サービス等体験会、介護者向け相談会・交流会の実施 府内4圏域(豊能、三島、北河内、泉州)で各1回ずつ実施し、約60人が参加した。 ※中河内圏域:参加予定者の都合により未実施。 ③医療的ケア実施相談会(事業所向け)の実施 府内5圏域(豊能、三島、北河内、中河内、泉州)で実施し、合計約230人が参加した。 ④医療型短期入所整備促進事業の府内6圏域(豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉州)での実施 5圏域6病院で延べ利用日数448日となった。	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課
	(2)障がいのある子どもへの教育支援	支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備	障がいのある生徒の高校生活支援事業	府立高校において、障がいのある生徒と障がいのない生徒の「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、「エキスパート支援員」等を配置し、教育環境を整備します。	全ての府立高校にエキスパート支援員(臨床心理士)を配置した。また、障がい等により配慮が必要な生徒に対する支援の要望があった学校に学校生活支援員を配置した。	教育庁教育推進室 高等学校課
			知的障がい支援学校新校整備事業費・府立支援学校教育環境整備	府立知的障がい支援学校の今後の児童生徒の増加に対応するために新校を整備します。府立支援学校の既設校舎の一部について、児童生徒の増加に対応するため、教室改造を行う。	府内4地域7校の整備を行った。【平成26年度末に整備事業終了】府立支援学校の児童生徒数の増加に伴い、特別教室を普通教室に改修するなど教育環境整備を行った。	教育庁教育振興室 支援教育課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			障がい種別ごとの支援学級設置の促進	障がい種別による支援学級の設置や、支援学校におけるセンター的機能を活用し、小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進します。	小・中学校合わせて327学級の増設置を行いました。また、支援学校のセンター的機能を活用するため、31校にリーディングスタッフを配置し、地域の小学校、中学校等からの要請に応じ巡回訪問による相談などを実施した。	教育庁教育振興室支援教育課
			市町村医療的ケア体制整備推進	医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する小・中学校への看護師の配置を促進します。	府補助事業を活用し、27市町101校の小・中学校に看護師が配置されました。	教育庁教育振興室支援教育課
		支援学校におけるキャリア教育・就労支援の充実(再掲)	就労支援・キャリア教育強化(再掲)	障がいのある生徒の就労意欲を高め、自立と社会参加を推進することを目的に支援学校における職場実習などの取り組みや授業の改善・充実を推進する「コーディネーター」をモデル校に配置します。あわせて労働・福祉等の関係機関からなる「就労支援ネットワーク会議」を設置し、学校の取り組みを支援します。	モデル校3校において、就労支援コーディネーターを中心に企業を開拓し、合計45社の新規実習先企業を開拓した。また授業改善プランの検討・評価を行うとともに、ハローワーク、就業・生活支援センター、福祉担当者、就労移行支援事業所等と連携した就労支援ネットワーク会議を、各地域において年間3回実施した。これらを通じて、地域との連携を強化するとともに、関係機関から学校への助言等を授業改善に生かした。	教育庁教育振興室支援教育課
		一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実	府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備	府立高校において、知的障がいのある生徒が社会的自立を図れるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する環境を整備します。	新たに、府立緑風冠高校に府立とりかい高等支援学校の共生推進教室を、府立金剛高校に府立たまたがわ高等支援学校の共生推進教室を設置しました。これにより知的障がい生徒自立支援コースは府立高校9校と大阪市立高校2校の計11校に、共生推進教室は府立高校8校となり、知的障がいのある生徒が府立高等学校で学ぶ教育環境の整備が進みました。	教育庁教育振興室支援教育課
			「個別の教育支援計画」の作成・活用の推進	障がいのある全ての幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や、一貫した支援の充実に向け、地域支援ネットワークを整備します。福祉、医療、労働等の関係機関や専門家との連携・協力を強化しながら、幼児児童生徒や保護者の参画のもと、「個別の教育支援計画」の作成・活用を促進します。	府立支援学校及び市町村教育委員会が連携をして、地域支援リーディングスタッフ(府立支援学校)及び市町村リーディングスタッフを活用しながら、地域支援ネットワークの整備をすすめた。12月16日に「個別の教育支援計画」作成・活用実践報告会を実施した。	教育庁教育振興室支援教育課
		発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援	高等学校における発達障がい等支援事業	府立高校4校をモデル校として臨床心理士を配置し、発達障がい等がある生徒の卒業後の自立した社会生活に必要な力を育成するため、キャリア教育の観点から個々の特性を把握する手法の研究に取り組みます。	対象校4校に臨床心理士を配置し、担当者連絡会を2回開催(6月、3月)した。大阪大谷大学と連携し、発達障がいの特性をふまえた進路指導について、府立高校の進路担当者に対して講義を行った(10月 参加人数78人)。支援教育推進フォーラムを開催し、実践の成果等について府立高校での共有化を図った。(8月 参加人数450人)発達障がいのある生徒に、TTAP等のアセスメントツールを活用し、支援を行った。	教育庁教育推進室高等学校課
			通級指導教室の充実	国定数を活用しながら通級指導教室の設置を進め、通常の学級に在籍するLD(学習障がい)、ADHD(注意欠如多動性障がい)を含む障がいのある児童生徒への指導・支援を充実します。	小・中学校合わせて6教室増設置を行い219教室とし、府内の全市町村に通級指導教室を設置しました。	教育庁教育振興室支援教育課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
		私立学校における障がいのある子どもへの支援	障がいのある生徒の高校生活支援	生徒が安心して通える学校づくりを支援するために、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じて、学習支援員、介助員を配置する私立高等学校等へ補助を行います。	生徒が安心して通える学校づくりを支援するために、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じて、学習支援員、介助員を配置する私立高等学校等(4法人)へ補助を行いました。	教育庁私学課
		私立幼稚園特別支援教育助成	特別支援教育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園に対し助成します。	特別支援教育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園に対し助成します。	平成27年度補助対象:189園 1,015人 (772,240千円)	教育庁私学課
		支援学校における障がいのある幼児・児童・生徒への経済的支援	特別支援学校教育就学奨励費	支援学校等に就学する幼児・児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のために必要な経費についてその一部を支給します。	支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者等に対し、通学費や教科用図書購入費等就学のために必要な経費についてその一部を支給しました。	教育庁教育振興室支援教育課
14 その他支援が必要な人や子どもへの支援	(1)望まない妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制の充実	望まない妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制の充実	児童虐待発生予防対策事業(「にんしんSOS」相談事業(再掲))	望まない妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制を整備し、孤立することなく正確な情報を知り必要な支援を受けることにより児童虐待を予防します。	「にんしんSOS」実績 ・メール・電話による相談を受理:相談対応件数 実人数 1345人 延人数 1936人 相談内容により、必要時、医療、保健、福祉機関への連絡やサービスの紹介を行った	健康医療部保健医療室地域保健課
	(2)配偶者等からの暴力への対応	DV被害者に対する相談・支援	DV防止に向けた啓発、関係機関との連携	女性に対する暴力の根絶に向けて、様々な関係機関が連携を図ることで総合的な支援体制の整備を進め、暴力の被害者を支援するための取り組みを推進します。DV防止のための啓発のほか、被害者を支える人材の育成など、市町村における相談機能の確保に向けた支援を行います。関係機関との連携を強化するとともに、被害者を支える人材の育成や「女性に対する暴力をなくす」キャンペーンの実施等を行います。	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、啓発イベント及びパープルライトアップを実施。 ・映画とのタイアップポスターを作成し、府立学校・図書館等に配布した。 ・市町村相談員等を対象にしたブロック別情報交換・事例検討会を開催。	府民文化部男女参画・府民協働課
			DV相談・DV被害者自立支援事業	女性相談センター、各子ども家庭センターに配偶者暴力防止法に基づく相談支援センターとしての機能を置き、DV被害者からの相談に応じ、警察との連携による安全確保、裁判所による保護命令制度等、DV被害者等が利用可能な制度等に関する情報提供等を行います。各種会議や研修等を通じて、相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的助言等を行うことにより、市町村における相談支援センターの設置に向けた支援を行います。	女性相談センター、各子ども家庭センターに配偶者暴力防止法に基づく相談支援センターとしての機能を置き、DV被害者からの相談に応じ、警察との連携による安全確保、裁判所による保護命令制度等、DV被害者等が利用可能な制度等に関する情報提供等を行った。 また、市長会・町村長会人権部長会議、市町村DV所管課長会議、市町村女性相談担当者等ブロック別情報交換会(全7ブロック)等において、市町村における相談支援センター設置を働きかけるとともに、中核市やDV相談対応件数の多い市町村(18市町)には個別に訪問し、設置を働きかけた。  DV相談対応件数(女性相談センター・子ども家庭センター) 4,990件	福祉部子ども室家庭支援課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			DV被害者の一時保護事業	DV被害者や同伴児童の安全を確保する観点から、必要に応じて、各種社会福祉施設や民間シェルター等とも協力し、DV被害者や同伴児童の一時保護を行います。	DV被害者や同伴児童の安全を確保する観点から、必要に応じて、各種社会福祉施設や民間シェルター等とも協力し、DV被害者や同伴児童の一時保護を行った。  DV被害者の一時保護件数 359件	福祉子ども室家庭支援課
			婦人保護施設運営事業	大阪府が設置する婦人保護施設についても、DV被害をはじめ、様々な困難な状況にある女性及び同伴児童の保護施設として活用します。	婦人保護施設入所者及び同伴児童への入所支援を行うとともに、施設退所者の自立生活を支援するため、相談・訪問指導を行った。	福祉子ども室家庭支援課
			府営住宅の一時使用のための住戸の提供と生活用品の支援	自立をめざすDV被害者が1日も早く自立できるよう、DV被害者に対する府営住宅の一時使用のための住戸の提供と併せて生活用品面での支援を行います。	自立をめざすDV被害者が1日も早く自立できるよう、DV被害者に対する府営住宅の一時使用のための住戸の提供と併せて生活用品面での支援を行える体制を整えた。	福祉子ども室家庭支援課
			母子生活支援施設の機能の向上	利用者ニーズの複雑化、多様化に伴い、離婚、その他の事情により居住先を失うなど、多くの生活課題を抱えた母親と子どもの生活の安定が図れるよう、施設機能の向上や関係機関との連携を強化します。	・母が円滑に就労自立に向けた生活環境基盤を獲得できるよう関係機関と連携し対応した。 ・少年指導員、保育士等を配置し、子どもの健全な成長・発達を支援した。	福祉子ども室家庭支援課
	(3)在日外国人や支援を要する帰国者の子ども等への支援	在日外国人や支援を要する帰国者の子ども等への支援	「大阪府在日外国人施策に関する指針」に基づく施策の推進	平成14年12月に策定した「大阪府在日外国人施策に関する指針」に基づき、国籍や民族の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、在日外国人施策を総合的に推進します。	定住生活を営んでいる外国人(在日外国人)に関わる諸課題について、本府が取り組むべき施策に関わる意見を幅広く求めるため、「大阪府在日外国人施策有識者会議」を設置(平成4年10月)、運営している。 【平成27年度の開催状況】 ・とき:平成27年12月18日 ・ところ:大阪府新別館南館大研修室 ・議題:大阪府の在日外国人施策について	府民文化部人権局人権擁護課
			外国人行政サービス体制推進事業	大阪府に在住する外国人の生活利便性を高めるため、外国人住民からの府政等に関する問合せに9言語で対応します。	相談件数:1,533件	府民文化部都市魅力創造局国際課
			帰国渡日児童生徒学校生活サポート推進事業	大阪府Webページにおいて、学校生活に係る情報を多言語(10言語)で提供します。市町村と連携して、府内7地区において多言語による進路ガイダンスを実施します。	・ホームページを活用して10言語による学校での生活や進路情報を提供した。 ・日本語指導を必要とする帰国・渡日児童生徒やその保護者等を対象に、市町村との連携のもと、多言語による進路ガイダンス等を府内7地区で計10回実施(10~12月)した。	教育庁市町村教育室 小中学校課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			日本語教育学校支援事業	日本語指導が必要な生徒が在籍する府立高等学校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行える教育サポーター等を派遣するとともに、教材・人材情報の提供や教員等の研修など総合的な支援を行います。	日本語指導が必要な生徒に対して要望があった学校に教育サポーター等の派遣をした。教員に対する研修を7月と11月に行った。	教育庁教育推進室高等学校課

## 子ども総合計画 基本方向3 子どもが成長できる社会

【重点的な取り組み】 5.すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きることができるように支援します。

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
15 就学前の子どもへの保育・教育内容の充実	(1)保育・教育内容の充実	認定こども園、幼稚園、保育所等における保育・教育機能の充実	認定こども園等研修・幼児教育フォーラム・幼児教育理解推進事業・就学前人権教育研修	研修やフォーラム、協議会等を通じて、効果的な取り組みの周知・普及を図ることにより、認定こども園、幼稚園、保育所における教育・保育機能の充実をめざします。	・大阪府協議会 11/9(参加者182人) ・就学前人権教育協議会 6/19,10/19,1/18(参加者785人)	福祉部子ども室子育て支援課 教育庁市町村教育室 小中学校課 教育センター 教育庁人権教育企画課 教育庁私学課
		総合的に教育・保育を提供する認定こども園の普及促進	認定こども園の普及促進	認定こども園に移行したい幼稚園や保育所、あるいは認定こども園の普及促進を図る市町村に対し、認定こども園への移行が円滑に行われるよう支援します。	・施設整備補助による保育の量的拡大を支援 (3,006人分拡大(平成27年度完成分 ※平成26年度からの繰越分含む)) ・資格取得支援事業や教育・保育要領の研修等を実施 (「幼保連携型認定こども園における保育教諭確保のための資格取得支援事業」、「保育の質の向上のための研修事業」を各1回実施) ・市町村圏域会議を活用し、情報提供を実施 (意見交換等を含め、計4回実施)	福祉部子ども室子育て支援課
		幼保小連携の推進	幼児教育推進指針の周知徹底	幼保小合同研修会等で、幼児教育推進指針を活用して幼保小の連携の重要性を示し、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校において、教育内容などの連携がさらに深まり、子どもの現状把握や課題の共有が行われるよう支援します。	幼稚園の教員初任者研修や10年経験者研修及び幼保小合同研修会での、幼児教育推進指針を活用し、幼保小の連携の重要性を指導した。	教育庁市町村教育室 小中学校課
	(2)保育・教育にかかる人材の確保及び資質の向上	保育・教育に携わる人材の確保	保育教諭確保のための資格取得支援事業	子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされています。幼稚園、保育所からの新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行を促進するため、いずれか一方の免許又は資格を有していれば保育教諭となることができる経過措置期間(平成27年度からの5年間)が設けられています。この期間終了までに、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得又は幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ります。	幼稚園教諭の保育士資格取得 13名 保育士の幼稚園免許取得 75名	福祉部子ども室子育て支援課
			潜在保育士確保事業	保育所等で就労していない保育士(いわゆる潜在保育士)に対し、現場復帰に必要な研修や職場体験を行い、再就職等への支援を行います。	保育士・保育所支援センターにおいて、復職応援セミナー、職場体験、求職相談等を実施。 ・セミナー参加者数 200人 ・就業者数 55人 ・登録者数 880人(27年度末時点)	福祉部子ども室子育て支援課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
		資質向上のための職員研修の充実	幼児教育フォーラム・幼児教育理解推進事業・就学前人権教育研修(再掲)	フォーラムや協議会等を通じて、効果的な取り組みの周知・普及を図ることにより、認定こども園、幼稚園、保育所における教育・保育機能の充実をめざします。	・大阪府協議会 11/9(参加者182人) ・就学前人権教育協議会 6/19,10/19,1/18(参加者785人)	教育庁市町村教育室 小中学校課
			保育所障がい児保育担当者研修会の実施	保育所等の児童福祉施設職員等に対し、障がい児保育に関する研修を実施し、施設等における児童等に対する適切な処遇の確保を図ります。	平成27年11月2日に実施し、95名が参加した。	福祉部子ども室子育て支援課
			認可外保育施設の指導監督強化事業	認可外保育施設の適切な運営を確保するため、施設職員等に対する研修を実施します。	平成27年11月19日に実施し、71名が参加した。	福祉部子ども室子育て支援課
16 小学校・中学校・高校の教育力の充実・向上	(1)小学校・中学校の教育力の充実	子どもの力をしっかり伸ばす学校力の向上	スクール・エンパワーメント推進事業	府内84中学校に担当教員を配置し、学力向上に向けた組織的な取り組みが推進されるよう市町村教育委員会とともに指導・助言を行います。学力向上に重点的に取り組む市町村に対し、その取り組みを推進するための経費を補助します。	【学校支援】 市町村教委訪問147回 対象校訪問409回(43市町村84校) 担当教員研修会2回(7/10、2/24実施) スクールエンパワーメントフォーラム(12/11) 対象校への支援員派遣82校 【市町村支援】 学力向上の取組みに係る経費2分の1を補助(10市) 対象市の計画策定及び進捗確認に係るヒアリング30回(各3回) 対象市連絡会2回(8/18、3/18実施) 対象市への訪問支援179回	教育庁市町村教育室 小中学校課
		これからの社会で求められる確かな学力のはぐくみ	市町村研修支援プロジェクト	授業づくりセミナーなどにおいて、大阪の授業STANDARDを基にして、言語活動の充実やICTを活用した授業づくり研修を実施します。これらの研修を通して、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ授業への改善を促進します。	教職員の実践的な指導力向上を図るため、市町村教育委員会の要請に応じ、当該市町村教育委員会が年間研修計画の中で実施する研修に指導主事を講師として派遣し、体系的な研修実施の支援を行った。	教育センター
			授業改善校内研究支援プロジェクト	授業改善校内研究ワーキング(府教育センター、市町村教育委員会の指導主事及び各学校で校内研究を進める教員により構成。)を府内7地区に設置し、校内研究推進のための資料等を提供。各学校での授業研究や校内研究を推進します。ワーキングスタッフ(大阪府教育センター、市町村教育委員会指導主事)による課題に応じた継続的な訪問指導を行い、市町村教育委員会や各学校の自立を支援します。	府内小・中学校の授業づくりを柱にした校内研究の一層の活性化と学校づくりの推進とともに、各学校の校内研究担当教員及び指導主事相互のネットワークの構築に資するワーキング(担当教員対象)、ワーキング・スタッフ会議(指導主事対象)を実施した。	教育センター

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
		互いに高めあう人間関係づくり	小中学校における人権教育の推進	人権教育教材集・資料等を活用した実践に係る教員研修を実施します。研究校において指導方法に係る調査研究を実施し、その普及を図ります。	・市町村教育委員会と連携し、人権教育教材集・資料を活用した研修を実施した(11月)。 ・人権教育の実践や教材集の活用の報告を含む人権教育フォーラムを実施した(2月)。	教育庁市町村教育室 小中学校課
			道徳教育の推進	道徳教育推進教師の研修会を実施するとともに、指定中学校区において、道徳教育公開講座、道徳の授業づくり研修会、「こころの再生」府民運動の趣旨に沿った取り組みを行います。	各小中学校の道徳教育推進教師の研修会を4回(延べ2,055名参加)実施。 小・中学校における道徳の時間の公開の割合は、95.0%(859校)。 28市町106中学校区を推進指定校区に指定し、道徳教育公開講座(119回)、道徳の授業づくり研修会(875回)を開催。	教育庁市町村教育室 小中学校課
		校種間連携の推進	校種間連携の強化	教育課程や指導方法について、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校・支援学校を見通した取り組みや校種間の段差を解消し円滑な接続を図るため、異なる校種間の研修交流を図ります。	教員間の連携について 幼保小連携した小学校:100% 小中連携した学校は小中とも:100% 中高連携した中学校:100%	教育庁市町村教育室 小中学校課
	(2)高校の教育力の向上	高校の教育力の向上	骨太の英語力養成事業	高校3年間で、英語4技能の向上をめざし、TOEFL iBTを扱った授業を府立高校17校に導入します。TOEFL iBTのオンライン練習用テストに挑戦させ、英語力の引き上げを図ります。	骨太の英語力養成事業対象17校のうち10校にSETを配置し、1年生に対してSETによるTOEFL仕様の英語教育をスタートさせ、2・3年生に対してはiBT特設レッスンを実施した。また、平成28年度SET配置校においては、平成28年度の本格実施に向けた調査研究を行いながら、iBT特設レッスンに取り組んだ。	教育庁教育振興室 高等学校課
			中退防止対策の推進	中退率の高い学校に中退防止コーディネーターを配置し、中高連携の推進や校内組織体制づくりを進めます。全府立高校が参加する中退防止フォーラムを開催し、中退防止に効果をあげている学校の取り組みを発信します。各校の事例や取り組みをまとめた事例集を作成します。	中退率の高い学校33校に中退防止コーディネーターを配置し、中高連携の推進や校内組織体制づくりを進めた。中退防止フォーラムを12月開催し、子どもの貧困についての基調講演と中退防止に効果をあげている学校の実践報告を行った。また、5月に事例集を作成した。	教育庁教育振興室 高等学校課
			私立高等学校等授業料支援補助事業(実質無償化)	生徒・保護者が公私を問わず自由に学校選択できるように、国の「高等学校等就学支援金」と併せて「私立高等学校等授業料支援補助金」を交付し、私立高等学校・専修学校高等課程の授業料の実質無償化を図ります。	○国の就学支援金 私立高等学校等に在学する生徒 109,707人の授業料に充てるため、就学支援金を111法人に交付した。(総額 15,847,815千円、全額国庫負担)  ○府の支援補助金 私立高等学校等に在学する生徒(大阪府内在住者)67,712人の授業料に充てるため、授業料支援補助金を107法人に交付した。(総額 8,727,874千円)	教育庁私学課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			英語教育推進事業	意欲ある生徒に対する「聞く・話す」能力の鍛錬を行うとともに、英語科教員の指導力を高める取り組みを進めます。生徒に英検2級相当の英語力を習得させるために開講するAdvanced Classや、短期集中教員研修へ、私立高校を含め、生徒・教員を参加させます。	Advanced Class参加実績 府立高校33校101人 私立高校11校30人 前期11回、後期11回のレッスンを実施した。	教育庁教育振興室高等学校課 教育庁私学課
			キャリア教育支援体制整備事業	就職希望者が多く、就職に課題を抱える学校41校を支援校と指定し、就職支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーを配置し、就職内定率の上昇、進路未定率の減少を図り、キャリア教育の推進を行います。	就職支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーを対象校39校に配置し、卒業後の社会的自立や社会参加に向けたキャリア教育の推進を図った。  対象校の就職内定率90.7%(H27) (事業開始前(H25)と比較して1.9ポイント増加)	教育庁私学課
	活力あふれる府立高校づくり	グローバルリーダーズハイスクールの充実	グローバルリーダーズハイスクールの充実	平成23年4月に府立高校10校をグローバルリーダーズハイスクールに指定し、これからのグローバル社会をリードする人材を育成します。毎年、各校の取り組みに対して、外部有識者によるパフォーマンス評価を行い、活性化を図ります。	グローバルリーダーズハイスクール10校共同で、共通で実施する学力調査、海外派遣研修、課題研究の発表会などを実施した。また評価審議委員が、学校訪問や校長ヒアリングを実施し、10校の取り組みを評価した。いずれの学校も、高い評価を得た。	教育庁教育振興室高等学校課
		生徒の「学び直し」等を支援する新たな学校の設置	生徒の「学び直し」等を支援する新たな学校の設置	生徒の「わかる喜び」や「学ぶ意欲」を引き出すエンパワメントスクールの設置に向け、「学び直し」や「正解が1つでない問題を考える授業」、「体験型の授業」を重視したカリキュラムを策定するとともに、無線LAN環境や実習室等を整備します。	平成27年度にエンパワメントスクール3校を開校し、1年次生を対象に実施している5教科の「学び直し授業」や「正解が1つでない問題を考える授業」等の充実を図るため、授業力向上を目的とした連絡会や研修会を定期的に実施した。また、平成28年度開校の2校については、カリキュラム策定や教材づくりに関する連絡会や研修会を実施するとともに、無線LAN環境や実習室等の整備を行った。さらに、平成29年度に開校する1校を決定した。	教育庁教育振興室高校再編整備課
	特色・魅力ある私立高校づくり	教育振興に資する教育活動に対する助成	教育振興に資する教育活動に対する助成	私立高校等が独自の建学の精神に基づき行っている教育振興に資する教育活動経費に補助します。	私立高校等が独自の建学の精神に基づき行っている教育振興に資する教育活動を実施した私立学校延592校に教育振興補助金を交付した。	教育庁私学課
		私立高等学校等授業料支援補助事業(実質無償化)	私立高等学校等授業料支援補助事業(実質無償化)	生徒・保護者が公私を問わず自由に学校選択できるように、国の「高等学校等就学支援金」と併せて「私立高等学校等授業料支援補助金」を交付し、私立高等学校・専修学校高等課程の授業料の実質無償化を図ります。	○国の就学支援金 私立高等学校等に在学する生徒109,707人の授業料に充てるため、就学支援金を111法人に交付した。(総額15,847,815千円、全額国庫負担)  ○府の支援補助金 私立高等学校等に在学する生徒(大阪府内在住者)67,712人の授業料に充てるため、授業料支援補助金を107法人に交付した。(総額21,737,274千円)	教育庁私学課
	(3)支援学校の教育力の向上	専門性の向上	特別支援学校教員免許法認定講習	教員の特別支援学校教諭二種免許状の取得を推進するため、免許法認定講習を実施します。	大阪市教育委員会、堺市教育委員会と共催で7科目を開講し、のべ1756人に単位修得証明書を発行した。	教育庁教育振興室支援教育課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
		卒業後の自立を見据えたキャリア教育の充実	支援学校卒業生職場定着支援者育成事業	職場定着支援員が企業を訪問し、支援学校等の卒業生の職場定着の支援を行うとともに、支援学校等を訪問し、卒業生の状況や企業ニーズなどの情報提供を行います。また、支援学校・自立支援推進校・共生推進校の職場実習を希望する生徒に対し、準備指導や模擬職場実習を行い、就労に向けた支援を行います。	職場定着支援員が支援学校等の卒業生の就職先企業を訪問し、職場定着の相談に対するアドバイスを行うなど、企業の障がい理解の促進を図りました。(訪問企業数218社、卒業生数276人) また、支援学校・自立支援推進校・共生推進校を訪問し、職場定着に向けた企業のニーズなどの情報提供を行うとともに、職場実習を希望する生徒等を対象とした準備指導や模擬職場実習を実施しました。(参加者:21校、68人)	教育庁教育振興室支援教育課
	(4)すべての学校における支援教育の専門性の向上	支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実	支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の充実	小・中学校については、府教育委員会が府内全市町村を対象にした学校訪問を行い、支援教育の推進状況を把握します。また、支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の充実に向け、市町村教育委員会へ指導助言を行います。高等学校については、支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の状況を調査し、校長に対して指導助言を行います。	小・中学校合わせて、府内の47校を訪問し、支援教育の推進状況を把握しました。支援教育コーディネーターの指名と校内支援体制の整備については100%。支援を必要とする生徒が在籍する学校の校長に対して、指導助言を行った。	教育庁教育振興室支援教育課
		府立支援学校の地域におけるセンター的機能の発揮	支援教育地域支援整備事業	複数の支援学校が協力して巡回相談を行うなど、リーディングスタッフやコーディネーターの専門性を生かした地域支援が行える体制をつくり、支援学校のセンター的機能のさらなる充実を図ります。各ブロックで行われる会議において、来校相談をはじめとする地域支援体制について周知啓発を行い、情報共有や市町村教育委員会との連携を強化します。	28校にリーディングスタッフを配置した。7つの地域ブロックがそれぞれの市町村教育委員会と連携し、地域の小学校、中学校等からの相談に対応した。また、広域支援グループ(視覚支援学校、聴覚支援学校、病弱支援学校)と職業学科高等支援グループ(高等支援学校)は、その専門性を活かして府内全域の要請に応じて、来校相談などを実施した。	教育庁教育振興室支援教育課
		府立高校における自立支援推進校等の成果を活用した取り組みの推進	高等学校支援教育力充実事業	府立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒の支援の充実のため、校内支援体制を整備するとともに、仲間づくり、教科指導等のノウハウを有する自立支援推進校を支援教育サポート校と位置づけ、ブロック会議や巡回相談等を実施し、その成果を府立高校全体へ普及を進めます。	府立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒の支援の充実のため、校内支援体制を整備するとともに、仲間づくり、教科指導等のノウハウを有する自立支援推進校を支援教育サポート校と位置づけ、府立高校への支援の状況や課題を共有するブロック会議の開催や巡回相談等を実施しました。また、府立高校を対象に支援教育合同相談会を開催し、ノウハウの発信と共有を図りました。 【平成27年度実績】 ブロック会議 4回                      相談件数 40校88件 講演・研修講師 30回                  合同相談会 1回(8/10)	教育庁教育振興室支援教育課
17 豊かな人間性や健やかな体をはぐむ取り組みの推進	(1)豊かな人間性をはぐむ取り組みの推進	夢や志を持って粘り強くチャレンジする力をはぐむ	「志(こころざし)学」の実施	すべての府立高校において、平成23年度から「志(こころざし)学」を教育課程に位置づけ、よりよい社会を創っていくという高い「志」を持ち、人として充実した人生を送るために必要な「夢」をはぐむ教育を推進します。	社会で活躍している人たちの講話やインタビューなどをとおして、働くことの意義などを考察しながら、自分の人生設計やライフデザインすることで、生き方を考え将来の自分の姿に思いを馳せたり夢を語り合う取組をしている。	教育庁教育振興室高等学校課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
		社会に参画し貢献する意識や態度のはぐくみ	民主主義など社会の仕組みに関する教育の推進	社会に参画し貢献する態度をはぐくむため、小中学校の社会科、特別活動、総合的な学習の時間等において、民主主義など社会の仕組みに関する教育の推進に努めます。	市町村教育委員会の指導主事研修会において、冊子「夢や志をはぐくむ教育」の活用を促した。冊子の活用状況は、小学校614校(100%)中学校289校(99.7%)。 また、実践事例集「民主主義など社会のしくみについての教育」を作成し、ホームページに掲載し、その活用を促した。	教育庁市町村教育室 小中学校課
			「志(こころざし)学」の実施(再掲)	すべての府立高校において、平成23年度から「志(こころざし)学」を教育課程に位置づけ、よりよい社会を創っていくという高い「志」を持ち、人として充実した人生を送るために必要な「夢」をはぐくむ教育を推進します。	地域行事への参加、清掃活動などのボランティア活動や福祉・保育関係施設などの体験など、地域や社会の発展に寄与する態度を育む取組を行っている。	教育庁教育振興室高 等学校課
	(2)健やかな体をはぐくむ取り組みの推進	運動機会の充実による体力づくり	元気アッププロジェクト事業	体力づくりに向けた重点課題を定め、それに沿った種目の実施を奨励し、その成果を発表するためのスポーツ大会を開催することにより、府内小学校における体力づくりの取り組みを支援します。	ドッジボール、ジャンプアップ(大なわ跳び)、駅伝の各大会を開催するとともに、学校で測定した大なわ跳び、ボール投げ、シャトルランの記録を府のホームページに掲載し、他校と競う「ホームページ大会」を開催した。 【各大会への参加チーム数】 ドッジボール大会 40チーム1,177名参加 ジャンプアップ大会 35チーム1,038名参加 駅伝大会 76チーム867名参加	教育庁教育振興室保 健体育課
			運動習慣の確立支援(運動ツールの開発)	楽しく体を動かすことができるような運動ツールを開発し、児童・生徒が運動が好きになるような働きかけを行います。	運動ツール「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」を普及促進させるため、教員対象研修会を2回開催、103名参加。ガンバ大阪の試合前やアペノハルカスイベント等において「めっちゃWAKUWAKUダンス」を披露。	教育庁教育振興室保 健体育課
		学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通じた健康づくり	中学校給食導入促進事業	学力や体力をはじめ中学生の成長の源となる「食」を充実させ、大阪の教育力の向上につなげるため、市町村に対し財政支援を行い、中学校給食の導入を促進します。	補助実績:13市町(106校4施設) ※補助期間:H23~27	教育庁教育振興室保 健体育課
			学校保健課題解決事業	児童生徒の学校保健上の課題を解決するため、教職員を対象に専門医師を講師とした研修会等を実施します。また、保護者を委員とした学校保健委員会の設置と開催を推進します。	教職員を対象に専門医師を派遣した研修会は27年度は、7回開催し、児童生徒の学校保健上の課題の解決を図った。保護者を委員とした学校保健委員会の設置については、公立高校は8割を超えている一方、公立小・中学校は5割程度にとどまっている。	教育庁教育振興室保 健体育課
18 地域の教育コミュニティづくりの支援	(1)地域の教育コミュニティづくりの支援	学校支援地域本部等による学校支援活動の促進	教育コミュニティづくり推進事業(学校支援地域本部)	すこやかネットや学校支援地域本部等を中心に地域全体で学校教育を支援する活動を促進します。	全中学校区で地域による学校教育を支援する活動を実施した。	教育庁市町村教育室 地域教育振興課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
		コーディネーター研修やボランティア研修等の実施	教育コミュニティづくり推進事業	実践交流会やボランティア研修、コーディネーター研修等を実施し、地域活動の核となる人材や参画する人材の育成拡充を図ります。	地域人材のスキルアップを図るため、研修会や交流会(10回)を実施した。	教育庁市町村教育室 地域教育振興課
		持続的な活動を支えるネットワークづくりの促進	教育コミュニティづくり推進事業	多様な活動団体(地域組織・NPO・企業等)との連携を促進するため、連携活動の成功事例等を集約し、他地域の参考にできるよう情報発信します。	多様な活動団体(地域組織・NPO・企業等)との連携を促進するため、連携活動の成功事例等を集約し、他地域の参考にできるようホームページで6事例情報発信した。	教育庁市町村教育室 地域教育振興課
19 子どもの居場所づくり	(1)子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり	府立大型児童館ビッグパンの運営	大型児童館ビッグパンの管理運営	子どもの豊かな遊びと文化創造の中核拠点である大型児童館ビッグパンの運営を通して、子どもたちに健全な遊びを与え、情操を豊かにするとともに、地域の遊びを振興・支援します。	入館者数: 233,698人	福祉部子ども室子育て支援課
		子どもの遊び場づくり	府営公園の管理運営	府営公園の管理運営を進め、緑地空間および青少年育成の場を提供します。	府民の憩いや癒し、スポーツ・レクリエーション等の場として、府民の方々がいつでも安全・安心に利用できるよう、公園施設の点検、補修を実施した。 あわせて、老朽化した浜寺公園等の遊具改修を実施するなど、府営公園の適正な管理運営を進めた。	都市整備部都市計画室公園課
		企業との連携による冒険の森づくり事業	企業が主体となって実施する、森林を利用して子どもを育てる「冒険の森づくり」の取り組みに対し、プログラムの提供、活動場所のあっせん等の支援を行います。	企業が主体となって実施する「冒険の森づくり」を13回実施	環境農林水産部みどり推進室森づくり課	
	(2)放課後等の子どもの居場所づくり	放課後児童クラブの充実	放課後児童健全育成事業	昼間保護者のいない家庭の小学生児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの運営費を補助します。	補助実績: 1,382支援の単位	福祉部子ども室子育て支援課
			放課後児童クラブ整備費補助金	地域における子育て支援を推進するため、放課後児童クラブの整備を促進し、子育て環境の充実に図ります。	補助実績: 199クラブ	福祉部子ども室子育て支援課
			放課後児童支援員等研修事業	放課後児童クラブ支援員の資質向上を図るため、資格付与及び資質向上のための研修事業を実施します。	○認定資格研修 回数: 7回、修了者: 690人 ○資質向上研修 回数: 4回、受講者: 659人	福祉部子ども室子育て支援課
			高齢者や若者等による子育て支援の推進	子どもに対する遊びの指導、安全確保などを通じた、高齢者や若者等による子育て支援活動の機会が広がるよう、市町村関係機関へ子育て支援に関心がある高齢者の情報提供等に努めます。	平成27年度事業実績なし。	福祉部子ども室子育て支援課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
		放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり	教育コミュニティづくり推進事業(おおさか元気広場)	放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保し、地域のボランティア人材の参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動等を推進します。	地域のボランティアの参画を得て、401小学校区(全小学校区の92.6%)、21支援学校(全府立学校の80.8%)で放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等を推進した。	教育庁市町村教育室 地域教育振興課
		障がいのある児童の放課後等における療育の支援	放課後等デイサービスの充実	障がい児の自立の促進及び放課後等の居場所づくりを推進するため、学校通学中の障がい児が放課後や長期休暇中に身近なところで必要な訓練等を利用できるよう、事業所の確保に努めます。	○放課後等デイサービス事業所数 ・実施の事業所数 426事業所(指定都市を除く) ・実施市町村数 38市町村(指定都市を除く)	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課

【重点的な取り組み】6.子どもの人権や、健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、自律して社会を支えることができるよう支援します。

20 子どもの人権を守る取り組みの推進	(1)すべての子どもの人権が尊重される社会づくり	すべての子どもの人権が尊重される社会づくり	大阪府人権施策推進審議会の運営	人権施策の推進に関して意見を聴くため、学識経験者等のうちから委員を選定して開催しています。	開催回数:2回	府民文化部人権局人権企画課
			大阪府人権教育推進懇話会の運営	人権教育の推進に関して幅広く意見を求めるため、人権教育に関する有識者のうちから委員を選定して開催しています。	開催回数:1回	
			人権教育教材の作成	家庭や学校、地域など多様な場において人権教育が実施されるよう、人権教育の指導者やリーダーを対象とした参加体験型の教材を作成します。	平成27年度は実績なし	
(2)ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性をはぐくむ	生命を尊重する心や規範意識等の育成	「豊かな人間性をはぐくむ取組み」推進事業	子どもたちの生命を尊重する心や規範意識の育成に努めます。小中学校における道徳の時間などを家庭・地域に公開するとともに、指定中学校区において、道徳教育公開講座、道徳の授業づくり研修会、「こころの再生」府民運動の趣旨に沿った取り組みを行います。	小・中学校における道徳の時間の公開の割合:95.0%(859校) 指定中学校区における道徳教育公開講座:100% 指定中学校区における道徳の授業づくり研修会:100% ・「こころの再生」府民運動の趣旨に沿った道徳資料『大切なところを見つめ直して』の本編(小学校1・2年用、3・4年用)と別冊ワークシートを全公立小中学校に配付し、研修会等で活用法等を周知することにより、各小中学校で教材を活用してもらった。	教育庁教育総務企画課 教育庁市町村教育室 小中学校課	
			小中学校における人権教育の推進(再掲)	人権教育教材集・資料等を活用した実践に係る教員研修を実施します。研究校において指導方法に係る調査研究を実施し、その普及を図ります。	・市町村教育委員会と連携し、人権教育教材集・資料を活用した研修を実施した(11月)。 ・人権教育の実践や教材集の活用の報告を含む人権教育フォーラムを実施した(2月)。	教育庁市町村教育室 小中学校課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
(3)いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化	いじめ解消に向けた総合的な取組の推進	児童生徒支援総合対策事業	いじめの未然防止や早期発見に向けた確かな実態把握や相談体制の充実を図るとともに、校長のリーダーシップによる迅速な対応を図るため、「いじめ対応マニュアル」(平成24年12月)や「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(平成25年8月)の活用を推進するとともに専門家を市町村教育委員会や学校へ派遣し事案解決に向けた市町村教育委員会・学校の対応力を高める支援を行います。	・市町村問題解決支援チームの設置100% ・学校体制支援チームの派遣 85小中学校 274回 ・子ども支援チームの派遣 19ケース	教育庁市町村教育室 小中学校課	
		いじめ対策等総合推進	いじめの未然防止や早期発見に向けた確かな実態把握や相談体制の充実を図るとともに、「いじめ対応マニュアル」の活用や外部の専門家との連携などにより、迅速かつ適切に組織的な対応ができるよう支援を行います。	いじめ対策支援アドバイザーの活用 ・スクールロイヤー活用件数:110回 ・ネット対応アドバイザー活用件数46回 ・いじめの状況調査3回	教育庁市町村教育室 小中学校課	
	児童・生徒への支援・相談の取組の推進	スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラー(臨床心理士)を全公立中学校に配置し、併せて中学校区の小学校における教育相談を実施することにより、児童・生徒の心のケアや保護者等の悩み相談、教員への助言・援助等を行い、学校教育相談体制の一層の充実を図ります。	府内全中学校(290校)にスクールカウンセラーを配置 スクールカウンセラー連絡協議会4回 スクールカウンセラーチーフ会議2回 スクールカウンセラー配置事業に関わる連絡会1回 《相談件数》 のべ 200,210件 内訳 児童生徒 27,524人 保護者 17,051人 教職員 155,635人	教育庁市町村教育室 小中学校課	
		スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会に派遣し、児童・生徒に対する福祉的観点からの支援を行うとともに、福祉関係機関等とのネットワークの充実を図ります。	府内37市町村にスクールソーシャルワーカーを派遣 スクールソーシャルワーカー連絡会9回 スクールソーシャルワーカー育成支援研修7回 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー会議16回 チーフスクールソーシャルワーカー会議5回 《相談件数》 派遣学校数 のべ 1,141件 相談件数 のべ4,729件 参加ケース会議数 1,414件	教育庁市町村教育室 小中学校課	
		教育振興に資する教育活動に対する助成	私学団体による相談窓口の運営のほか、私立学校に対して、スクールカウンセラーの配置など、いじめ等の問題の解決に向けた適切な取り組みを求めています。	補助実績 119件	教育庁私学課	
	中学校における生徒指導体制の強化	生徒指導機能充実緊急支援事業	中学校における生徒指導機能を充実させ、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の活用を促進することにより、暴力行為発生件数の減少を図ります。生徒指導主事の負担軽減のための時間講師の配置等を行います。	・162校を対象に非常勤講師を配置 ・「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の積極的活用について市町村教育委員会に指導・助言 ・生徒指導主事研修会4回 ・生徒指導主事希望者を対象とした研修2回 ・生徒指導アドバイザー及び指導主事による学校訪問6回 ・生徒指導アドバイザー及び指導主事による市教委訪問1回	教育庁市町村教育室 小中学校課	

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			中学校における生徒指導体制の強化	国の加配定数を活用して、こども支援コーディネーターの拡充等、校内における様々な活動をコーディネートする中で、学校全体の指導体制の充実と関係機関との連携による総合的な問題解決機能の向上を図ります。また、教員の生徒指導に関する力量の向上を図るため、生徒との適切な関わり方や、警察などの関係機関との連携のあり方、小学校・中学校・高等学校・支援学校間の連携等について、実践的な研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全小中学校生徒指導担当教員対象連絡会1回</li> <li>こども支援コーディネーター研修会2回</li> <li>代表こども支援コーディネーター連絡会2回</li> <li>指導主事による学校訪問70校2回</li> <li>社会性測定用尺度調査3回</li> </ul> 38市町 小学校176校 中学校176校	教育庁市町村教育室 小中学校課
	(4)体罰等の防止	速やかな事象解決に向けた校内体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>府立学校において、アンケート「安全で安心な学校生活のために」を実施</li> <li>「被害者救済システム」等の相談窓口の活用</li> </ul>	年2回、アンケート調査を実施することにより、体罰の早期発見につなげます。  児童・生徒からの訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる窓口の設置等、校内体制を整備します。また、「被害者救済システム」の活用など第三者性を活かし、被害を受けた子どもたちの立場に立った解決・救済を図ります。	すべての府立学校で、年2回のアンケートを実施した。  被害者救済システム等の相談窓口の活用に向けて、「安全で安心な学校生活のために」アンケート等を通して生徒、保護者への周知を図った。  評価委員会5回 《相談件数》 電話相談:302件 面接相談:62件 うち、申し立て事案1件	教育庁教育振興室高等学校課  教育庁教育振興室高等学校課 教育庁市町村教育室小中学校課
		私立学校における体罰等の防止に向けた取り組み	体罰等の防止	体罰等の防止に向けた府教育委員会等の取り組みを情報提供し、私立学校や私学団体に対して教職員による体罰等の防止に向けた研修などの取り組みを働きかけ、支援するとともに、被害を受けた子どもの立場に立った解決が図られるよう、私立学校に適切な対応を求めています。	文部科学省の調査により、府内私立学校における体罰の実態を把握するとともに、私立中・高等学校長会において注意喚起を実施した。	教育庁私学課
21 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止		(1)子どもの安全確保の推進	子どもの安全確保の推進	地域防犯力の向上	地域住民、警察、行政が連携し、子どもを対象とした犯罪等を抑止するため、防犯カメラ設置の普及・促進を図る取り組みを推進します。また、市町村において、小学校の余裕教室等を活用し、地域防犯活動拠点として「地域安全センター」の整備を促進し、防犯活動のネットワーク化を図り、学校、地域住民、行政が連携した取り組みを推進します。さらに、ボランティア団体等が、青色回転灯をつけたパトロール車で、地域を巡回し、長時間・広範囲での子どもの見守り活動や防犯活動を実施する等、地域を見守る活動の一層の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯カメラについては、自治会等への防犯カメラ設置補助制度のない市町村を対象に「子どもを守る通学路防犯カメラ設置促進事業」を実施し、5市町153台に補助を行った。</li> <li>地域安全センターについては、平成28年度末までに全小学校区設置を目標として進めており、平成27年度末で711小学校区に設置した。</li> <li>「子どもを犯罪から守る地域防犯活動促進事業」 子ども見まもり隊や青色防犯パトロール隊など、地域の防犯ボランティア団体(7市町147団体)に自主防犯活動使用物品の補助を行った。</li> <li>子どもの安全見まもり隊や青色防犯パトロール隊との合同活動を積極的に実施し、地域における自主防犯活動のさらなる活性化を図りました。</li> </ul>

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			こども110番運動	「こども110番」は、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めることができるように、地域の協力家庭が「こども110番の家」の旗等を掲げたり、「こども110番」ステッカーを貼った事業用の車両が「動くこども110番」として地域を走って、子どもを保護したりすることにより、子どもたちを犯罪から守ります。	・平成28年4月末現在の登録数 「こども110番の家」協力家庭・事業所数：170,920軒 「動くこども110番」協力車両台数：111,996台 ・「こども110番月間」(8月)に市町村、企業等の協力のもと、広報啓発活動を実施	政策企画部青少年・地域安全室治安対策課
			子どもを犯罪から守るための防犯カメラ設置補助	子どもを対象とした犯罪等を抑止するため、通学路等に防犯カメラ設置を行う自治会等への補助制度の創設を行う市町村に対し、補助を実施することにより、地域防犯力の向上を図ります。	5市町にて補助制度創設、計153台を設置 (泉大津市、寝屋川市、四條畷市、阪南市、岬町)	政策企画部青少年・地域安全室治安対策課
			子どもに対する性犯罪の刑期満了者に対する社会復帰支援	18歳未満の子どもに対する一定の性犯罪を犯し、服役を終えて刑期が満了した方に対して、再犯防止に向けた専門プログラムや、社会生活サポート等の社会復帰支援活動を行います。	届出件数：32名 支援者数：13名	政策企画部青少年・地域安全室治安対策課
			効果的な広報啓発の取組み推進	子どもの安全確保にかかる広報啓発や情報発信を行い、社会全体で子どもを守る気運を醸成します。また、新たに府内の企業や団体と連携して、子どもを犯罪から守るための広報啓発の取組みを進めます。	・防犯ブザーの配付 協賛企業から防犯ブザー8万個の寄贈を受け、希望した小学校の平成28年度新一年生に配付した。	政策企画部青少年・地域安全室治安対策課
			子どもの安全見まもり隊	子どもの安全見まもり隊は、通学路等における登下校時の子どもの安全対策として、PTA、自治会等の方々を構成メンバーに府内全小学校区に設置済みであり、今後は特色ある活動に取り組む団体に対し市町村とともに補助を行うなどにより活動の活性化を図ります。	・「子どもを犯罪から守る地域防犯活動促進事業」 7市町147団体に防犯活動使用物品の補助 (大阪市、岸和田市、泉佐野市、羽曳野市、高石市、岬町、河南町)	政策企画部青少年・地域安全室治安対策課
			安まちメール等を活用した子ども安全対策の推進	子どもに対する声かけ等事案の発生情報及び防犯対策情報を、「安まちメール(携帯電話等へのメール配信システム)」や府警ホームページを活用してリアルタイムに提供することにより、自主防犯意識を高め、子どもの犯罪被害を防ぎます。	「安まちメール」を活用し、迅速かつタイムリーに、子どもに対する犯罪発生情報や防犯の対策情報を配信することで、保護者や子どもに対する注意喚起を図りました。また、府警ホームページに犯罪発生マップを掲載し、自主防犯意識の高揚を図りました。	警察本部 府民安全対策課
			子どもに対する犯罪の未然防止対策	子どもが被害者となりやすい犯罪を未然に防止するため、危険箇所に対する警戒活動、防犯教室、広報啓発活動等を実施するほか、声かけ等行為の段階で行為者に対する指導・警告を積極的に実施し、子どもに対する犯罪を未然に防止します。	小学校等における防犯教室をはじめとする広報啓発活動を実施する等、被害防止活動に努めました。また、声かけ等行為の段階で行為者に対する指導・警告を積極的に実施し、犯罪の未然防止を図りました。	警察本部 府民安全対策課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			まちぐるみによる子ども安全対策の推進	登下校時間帯の通学路等における、地域住民による子どもの安全を見守る活動の継続・活性化を図るほか、それ以外の時間帯、場所において地域住民、事業者、自治体、学校及び警察が連携した、まちぐるみでの子どもを見守る活動を促進します。	警察OBを子どもの安全見まもり隊サポーターとして雇用し、府内の各小学校区で行われている地域住民による子どもの安全見まもり隊活動を支援して活動の継続・活性化を行い、まちぐるみで子どもを見守る活動を促進しました。	警察本部 府民安全対策課
			子どもを犯罪から守るモデル地区活動	府下63警察署において、小学校区1校区以上を指定し、地域住民、自治体、学校及び警察が連携して、通学路や公園等における安全点検を行い、暗がり等犯罪の要因となっている箇所改善・整備を図るなど、子どもを犯罪から守る活動を推進します。	府下の63小学校区をモデル校区として指定し、地域住民、自治体、学校及び警察が連携するため、連絡会等を開催したり、合同パトロール、安全点検等を実施しました。 また、リーフレットを作成し、見まもり活動の協力依頼などを行い、まちぐるみで子どもを見守る活動を促進しました。	警察本部 府民安全対策課
			福祉犯の取締りの強化	児童買春・児童ポルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化し、被害児童の救出保護を図ります。	平成27年中における福祉犯検挙人員：604人 (うち児童買春・児童ポルノ法違反検挙人員：174人)	警察本部少年課
			性暴力被害にあった子どもの支援体制の強化	民間被害者等支援団体、医療機関及び警察などと連携して、被害にあった子どもが安心して適切な支援を受けることができる体制の強化に取り組みます。	内閣府モデル事業を活用し、性暴力救援センターSACHICOと協働し、子どもへの性暴力を防止するための指導員養成講座を実施し、子どもへの性暴力の予防・早期発見・早期の適切な支援を行える人材育成を行った。(11日間・19講座／平均受講者数43名)	政策企画部青少年・地域安全室治安対策課
	(1)非行など問題行動を防ぐ施策の推進	非行など問題行動を防ぐ施策の推進	小学校高学年等に対する非行防止・犯罪被害防止教室の推進	大阪府内の小学校(高学年対象)を重点として、非行防止・犯罪被害防止教室を実施し、少年の規範意識の醸成を図るとともに、犯罪被害防止のための取り組みを行います。	・府内10か所の少年サポートセンターにおいて、府内の小学校5年生に対する非行防止・犯罪被害防止教室を行い、少年の規範意識の醸成に努めた。(実施率：97.5%)	政策企画部青少年・地域安全室青少年課 府警本部少年課
			少年サポートセンター等における非行防止活動の推進	関係機関・団体と連携し、計画的な街頭補導活動を推進します。また、非行の前兆ともなりうる不良行為等の問題行動の原因を早期に発見するため、少年相談、心理判定による非行原因の調査、調査結果に基づくカウンセリング指導など、少年や保護者等に対するきめ細かな指導・助言等を行います。	平成27年中の不良行為少年の補導状況：99,763人 平成27年中の少年サポートセンター等における保護者等相談受理件数：2,400件 平成27年中の心理判定実施状況：378回	府警本部少年課
			少年サポートセンター等における立ち直り支援事業	補導された少年、子ども家庭センターや学校などで相談を受けている少年のうち、体験活動を通じて立ち直り支援が必要と判断した少年に対して、再非行・再犯防止を図るため様々な体験活動等支援プログラムを実施します。非行が進んでいない初期的段階の触法少年に対して、学校や保護者と連携を図るとともに、継続的な面接指導を実施して少年の立ち直りを支援し、再非行防止活動を推進します。	・府内10か所の少年サポートセンターの育成支援室(青少年課)において、個々の少年に応じた学習支援や体験活動を通じて、非行からの立ち直り支援を実施した。(立ち直り支援事業回数：1996回、参加延べ人数2,250人) ・学生ボランティアをはじめ、地域住民や管轄警察署等が参加して、中学校の生徒等を対象とした農業体験や落書き消し等の環境美化活動を実施し、非行防止を図るとともに、地域社会への帰属意識及び規範意識の向上を図りました。 ・平成27年中、初犯の触法少年(中学生)128人(前年比-25人)に対し、行状改善に向けた面接指導を実施しました。	政策企画部青少年・地域安全室青少年課 府警本部少年課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
			地域と連携した少年非行問題解決活動の推進	少年の健全育成に携わる関係機関や団体あるいは民間ボランティア、地域住民等で構成する少年健全育成ネットワークにおいて、具体的な事業・課題等を検討する会議を開催するとともに、個別の課題に応じて関係機関等の実務担当者で構成する「少年健全育成サポートチーム」を編成し、連携した対応により少年非行問題の解決にあたります。	地域の中で問題になっている少年問題について、学校、教育委員会等の関係機関をはじめ、少年警察ボランティア、PTA、保護司、管轄警察署等が連携して少年健全育成サポートチームを結成し、問題解決を図りました。	府警本部少年課
			地域社会が一体となった非行防止対策の推進	少年が利用する機会が多い娯楽施設を営む業者からの自主的な申請に基づき、その営業所を少年非行防止協力店として指定することなどにより、地域社会が一体となった非行防止活動を推進します。	平成27年中の新規指定店舗数 50店舗 (平成27年12月末現在の総指定店舗数 500店舗)	府警本部少年課
			少年柔剣道の活動を通じた少年健全育成の推進	関係団体及び地域住民と連携して少年に柔道及び剣道を指導する活動を通じて、少年の非行防止と健全育成の推進を図ります。	府下各警察署の道場において、小・中学生を対象に毎週1回以上、平日の1時間程度、柔道及び剣道の稽古を地域の関係団体と連携して実施しています。	府警本部少年課
			少年非行防止活動ネットワーク事業	少年非行の防止と少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐことを目的として、地域のボランティア等による、少年非行防止活動ネットワークの構築を促進します。	○関係機関と連携のうえ、地域で行われる巡回時における同行指導、研修講師などの活動支援を行うと共に、未構築市町村への構築へ向けた働きかけを実施。 <設置市区町(平成28年3月31日現在):25市9区7町>	政策企画部青少年・地域安全室青少年課
			薬物乱用防止対策の推進	覚醒剤や危険ドラッグなどの薬物乱用を防ぐため、子どもたちに薬物に関する正しい知識を伝える薬物乱用防止活動を推進します。	子どもたちに薬物に関する正しい知識を伝えるため、府教育庁等と連携し、府内小・中・高校での薬物乱用防止教室の開催支援を行った。 薬物乱用防止教室の開催実績(大阪府教育庁集計分) 小学校:100% 中学校:99.7% 高等学校 100%	健康医療部薬務課
22 青少年の健全育成の推進	(1)青少年を取り巻く社会環境の整備 (青少年健全育成条例の運用)	インターネット利用環境の整備	インターネット上の有害情報閲覧防止に係る努力義務	保護者や事業者等に対して、判断能力が未熟な青少年がインターネット上の有害情報を視聴しないための対応及び青少年のネット・リテラシーの向上に関する努力義務を定めた条例遵守を図ります。	○フィルタリング利用を啓発するポスターのコンクールを実施。最優秀作品を啓発ポスターとし、府内約700店舗の携帯電話販売店舗で掲出。	政策企画部青少年・地域安全室青少年課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
		携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止の取り組み及び教育・啓発	有害情報を遮断するフィルタリングの利用促進及び青少年のインターネット利用に関する教育及び啓発活動の推進	携帯電話事業者や府警、府教委と連携して、青少年や保護者に対してフィルタリングサービスの周知徹底を図るとともに、青少年自身が自ら考えて、インターネットを適切に活用できるよう、教育啓発活動を展開します。	○条例遵守状況を調査するため、携帯電話販売店に立入調査を実施。 ＜調査店舗100店舗、違反店舗1店(指導改善済)＞  ○ネットリテラシーの向上に向けた取組として、大阪の子どもを守るネット対策事業を実施。 ・OSAKAスマホサミット2015の開催 6月から3回のワークショップを開催し、スマートフォンの賢く適切な利用についての方策を議論。12月にスマホサミット2015を開催。 ・OSAKAスマホアンケートの実施 7月に青少年のスマホ利用実態を把握するためのスマホアンケートを実施 ・スマホ・SNSのトラブルから子どもを守る指導者研修を実施	政策企画部青少年・地域安全室青少年課
		有害図書類・有害がん具刃物類への規制	有害図書類・有害がん具刃物類への規制	青少年にとって、有害な図書類やがん具刃物類を指定し、青少年への閲覧・販売等を禁止した条例遵守のため、事業者への立入調査等を行います。	○有害図書類の区分陳列等の実施状況について調査を実施。不適切と報告のあった店舗に対して再調査を実施し、全て改善済み。 ＜調査店舗:2,906店舗 再調査店舗:395店舗＞	政策企画部青少年・地域安全室青少年課
	青少年の夜間外出制限の取り組み	青少年の夜間外出制限施設への規制	青少年の夜間外出制限施設への規制	青少年が夜間に利用しなければならない必然性に乏しい青少年夜間立入制限施設に対して、定期的に立入調査を行うなど条例遵守の徹底に努めることで青少年の非行防止及び犯罪に巻き込まれない対策を進めます。	大阪市淀川区及び東淀川区並びに東大阪市で、夜間立入制限施設に対する合同立入調査を実施。 実施体制:青少年課、府警本部、府教委 調査店舗数:29店舗 指導状況:立入禁止掲示義務違反 4件(指導改善済み)	政策企画部青少年・地域安全室青少年課
		夜間に外出させない保護者の努力義務	夜間に外出させない保護者の努力義務	青少年を夜間に外出させない保護者の努力義務について、周知徹底を図ることで、保護者の無関心を防止し、青少年を非行行為や犯罪被害から守ります。	府内各市町村に啓発チラシを配布し、夜間外出の注意喚起を実施。	政策企画部青少年・地域安全室青少年課
	(2)青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護(青少年健全育成条例の運用)	青少年に対するわいせつ行為や勧誘行為等への規制	青少年に対するわいせつ行為や勧誘行為等への規制	青少年に対するみだらな性行為やわいせつな行為及び青少年の夜間連れ出しや違法行為等への勧誘等については、条例で処罰規定を設けており、青少年を犯罪の被害者にも加害者にもさせない対策を進めます。	条例に定めた処罰規定により、随時適切に対応。	政策企画部青少年・地域安全室青少年課
		「子どもの性的虐待の記録」の製造及び流通防止の啓発	「子どもの性的虐待の記録」を製造、販売、所持しない努力義務	見る側の価値判断ではなく、被写体である「子どもを守る」という観点から構築した大阪府独自の概念である「子どもの性的虐待の記録」を製造・販売・所持してはいけないという啓発を進め、子どもを性的対象とした記録物の根絶を図ります。	ホームページに掲載する等により、子どもの性的虐待の記録の製造及び流通防止に向けた啓発を推進。	政策企画部青少年・地域安全室青少年課
	(3)青少年の健全な成長を促進	若手リーダーの養成等を通じた青少年の健全育成の推進	青少年リーダー養成講座	世界的視野で考え、行動できるリーダーを育成するために、青少年団体と連携し、青少年リーダー養成講座を実施します。	・全6回の養成講座を実施。(修了者数15名) ・平成26年度に養成講座を受講したリーダーが企画した2事業を実施。 ・次年度に実施する事業をリーダー自らが企画。	政策企画部青少年・地域安全室青少年課

個別の取り組み	取組項目	具体的取組	事業名	事業内容	平成27年度取り組み状況	担当 (部・室・課)
		様々な体験活動機会の提供	府立青少年海洋センターの運営	府立青少年海洋センターの運営を通じて、府内の子どもたちにかつ一等の体験活動の場を提供するとともに、府内の青少年育成団体と連携して、様々な体験活動の機会を提供します。	利用者数・982団体、67,594人	政策企画部青少年・地域安全室青少年課
			公共建築設計コンクール「あすなる夢建築」事業	小規模な公共建築物を題材として、府内高校生・専修学校生等からアイデアを公募し、最優秀作品に選定された作品の提案趣旨を活かして事業化を図ることによって、永く府民に愛され親しまれる公共建築づくりの推進とともに、青少年に夢を与え、将来の建築技術者となる青少年の育成を図ります。	応募作品数269点(うち 高校生の部:38作品、専修学校生等の部:231点)の中から入選作品10点を選出し、表彰式及び受賞者による作品プレゼンテーションを実施した。  作品提出事前作品数:456人	住宅まちづくり部公共建築室計画課
		青少年活動の促進	府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)の運営	府立男女共同参画・青少年センターを通じて青少年活動に関する情報発信及び活動の場を提供します。	来館者数320,643人、平成28年4月からの2階エレベータホールに青少年向け(学生)の専用自習コーナー・図書コーナーの設置	政策企画部青少年・地域安全室青少年課